

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月27日

【中間会計期間】 自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日

【会社名】 ザ・コリア・ファンド・インク
(The Korea Fund, Inc.)

【代表者の役職氏名】 社長
(President)
ロバート・ジェイ・ゴールドシュタイン
(Robert J. Goldstein)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94111 カリフォルニア州
サンフランシスコ、フォー・エンバカデロ・センター
(Four Embarcadero Center, San Francisco, California 94111, U.S.
A.)
登記上の所在地
アメリカ合衆国 21202 メリーランド州
ボルチモア、イースト・ロンバード・ストリート300
ザ・コーポレーション・トラスト・インコーポレーテッド気付
(c/o The Corporation Trust Incorporated
300 East Lombard Street, Baltimore, Maryland 21202, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- 注1. 別段の記載がある場合を除き、本文中、「本ファンド」、「当ファンド」又は「当社」とはザ・コリア・ファンド・インクを意味する。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=97.14円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2009年3月2日現在の電信直物相場の対顧客売買相場仲値）により換算されている。同日の対円ウォン電信直物相場の対顧客売買相場仲値は100ウォン=6.21円であった。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
4. 本文中、「韓国」は「大韓民国」を指す。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

2008年7月1日から2008年12月31日までの半期中、提出会社の定款等に規定する制度に下記の異動があった。当該変更及び2008年6月30日に終了した事業年度に関して2008年12月19日に日本国関東財務局長宛提出した有価証券報告書に既に記載した点を除いて、本国における法制等の概要に重要な異動はなかった。

提出会社の定款等に規定する制度

2008年12月22日付の当ファンドの普通株式の株式併合以前の定款第5条は以下のとおりであった。

第5条：資本株式

当社が発行を授権されている株式総数は、全てが額面1セント(0.01ドル)の普通株式1種類200百万(200,000,000)株であり、額面総額は2百万ドルである。

2008年12月22日付の当ファンドの普通株式併合のため、当ファンドはその定款第5条を下記のとおり変更した。かかる変更の効力発生時は、2008年12月22日午前12時01分であった。(下線部が変更部分である。)

第5条：資本株式

当社が発行を授権されている株式総数は、全てが額面10セント(0.1ドル)の普通株式1種類200百万(200,000,000)株であり、額面総額は20百万ドルである。

その後、当ファンドは2008年12月22日午前12時02分を効力発生時とする下記の定款変更を行った。(下線部が変更部分である。)

第5条：資本株式

当社が発行を授権されている株式総数は、全てが額面1セント(0.01ドル)の普通株式1種類200百万(200,000,000)株であり、額面総額は2百万ドルである。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移（未監査）

各期間を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

	12月31日に終了した6ヶ月間 (単位：ドル)		
	2008年	2007年*	2006年*
期首純資産額	227.15	425.71	388.65
投資活動：			
投資純利益(1)	1.28	1.56	2.80
投資有価証券、貸付有価証券に係る偶発債務、 現物償還、関連会社への投資および外貨建 取引にかかる実現純利益(損失)および未実 現利益(損失)の増減額	(100.54)	41.47	42.98
投資運用活動からの利益(損失)合計	(99.26)	43.03	45.78
株主に対する配当金および分配の内訳：			
投資純利益	-	(1.72)	(4.53)
実現純利益	(90.30)	(172.38)	(66.67)
株主に対する配当金および分配合計	(90.30)	(174.10)	(71.20)
資本取引：			
株式買戻し、株式買付け、新規株式発行および 時価での株式分配再投資による純資産額の 増加(希薄化)	(0.11)	(4.60)	0.80
期末純資産	37.48	290.04	364.03
期末時価	34.42	265.10	341.70
総投資利益率データ：(2)			
純資産	(40.52) %	8.94%	13.77%
時価	(41.63) %	12.13%	14.27%
比率/補足データ：			
期末純資産(単位：千ドル)	283,192	832,072	883,521
平均純資産に対する費用比率(3)	1.44%	0.97%	0.88%
平均純資産に対する投資純利益比率	1.61%(3)	0.70% (3)	0.70% (4)
ポートフォリオ回転率	35%	18%	22%

- * 2008年12月22日に実施された10株を1株に併合する株式併合に合わせて調整されている。
- (1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。
 - (2) 総利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総利益率データは、本ファンド株式の購入または売却に関連するブローカーの手数料を反映していない。1年未満の総投資利益率データは、年次ベースに調整されていない。
 - (3) 年次ベースに調整されている。
 - (4) 2006年12月31日に終了した6ヶ月間における比率は年次ベースの数値に修正されていない。これは、会計年度末が6月30日である本ファンドが、各事業年度の上半期よりも下半期の受取配当金がかなり少ないと考えているためである。

(2) 最近2会計期間に係る主要な経営指標等の推移

各年度を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

	6月30日に終了した事業年度 (単位：ドル)	
	2008年*	2007年*
期首純資産	425.71	388.65
投資活動：		
投資純利益(1)	1.08	3.84
投資有価証券、現物償還、関連会社および外貨建取引への投資による実現利益および未実現純利益/損失の増減	(21.84)	103.62
投資活動からの利益(損失)合計	(20.76)	107.46
株主への配当金および分配の内訳：		
投資純利益	(1.72)	(4.53)
実現純利益	(172.38)	(66.67)
株主への配当金および分配合計	(174.10)	(71.20)
資本取引：		
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式分配再投資による純資産の増加(希薄化)	(3.70)	0.80
期末純資産	227.15	425.71
期末時価	213.70	395.90
総投資利益率データ：(2)		
純資産	(14.69)%	31.08%
時価	(9.61)%	32.39%
比率/補足データ：		
期末純資産(単位：千ドル)	553,907	1,033,216
平均純資産に対する費用比率	1.06%	0.96%
平均純資産に対する投資純利益(損失)比率	0.31%	0.99%
ポートフォリオ回転率	38%	50%
* 2008年12月22日に実施された10株を1株に併合する株式併合に合わせて調整されている。 (1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。 (2) 総投資利益率データは、特定年度の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総利益率データは、本ファンド株式の購入または売却に関連するブローカーの手数料を反映していない。		

2 【事業の内容】

当半期中に、本ファンドの事業の内容に重大な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当半期中に、関係会社の状況に重大な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

本ファンドには、従業員はいない。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 概況

2008年12月31日に終了した半期の業績

2008年下半年期（7 - 12月）の韓国株式市場は大幅な乱高下に見舞われた。世界金融の混乱と、これを受けた韓国からの資本流出の中で、2008年下半年期期首には1674.9であった韓国総合株価指数（Korean Composite Stock Price Index: 以下「KOSPI」という。）は10月には938.8まで下落した。しかしながら、年末に向けてKOSPIは値を戻し、1124.5で大引けとなった。2008年下半年期中のKOSPIの下落率は韓国ウォン建てで32.9%、米ドル建てでは44.2%であった。同期間中には、ウォンも非常に大きく変動した。11月には国家債務不履行に陥るのではないかとの懸念が高まって外資が流出し、ウォンは過去10年で最安値の1米ドル = 1500ウォンまで下落した。しかしながら、KOSPIとともに、ウォンも年末に向けて1米ドル = 1300ウォン程度の水準で安定した。2008年下半年期中、韓国ウォンは米ドルに対して20.4%下落した。

外資の流出にもかかわらず、2008年下半年期中、韓国市場は地域市場のパフォーマンスを上回った。国内の機関投資家、特に国民年金の資金が、年末に向けてKOSPIを継続的に下支えした。インド市場、マレーシア市場及びフィリピン市場のみは、2008年前半の急落から回復したため、韓国市場のパフォーマンスを上回った。

韓国市場のパフォーマンスが回復した理由は、韓国の積極的な政策対応に見出すことができる。韓国銀行は2008年9月の5.25%から2008年12月の3%まで、何度も政策金利の引下げを行った。金利の引下げに加え、韓国銀行は、金融システムにおける流動性の状態の改善に向けた取組みの中で、公開市場操作の対象とする有価証券及び企業の範囲を拡大した。財政面では、政府はGDPの約3%に相当する33兆ウォンの経済対策を発表した。政府はまた、銀行向け資本増強基金（20兆ウォン）を設立する計画を発表した。外国からの資金調達面では、韓国銀行は米国（300億米ドル）、中国及び日本（それぞれ300億米ドル相当）との間で通貨スワップ契約を締結しており、韓国のソブリン・リスクの制限と韓国通貨の安定化の一助となった。

資金の流れという観点では、外国投資家の売りが続き、2008年下半年期中の売越しは16兆ウォンに上った。外国人の保有比率は2008年下半年期期首の31%から、年末には29%まで下落した。しかしながら、一般投資家については大きな解約の動きもなく、結局は回復力のあることが判明した。国民年金基金も、2008年後半のKOSPIのパフォーマンスを継続的に下支えした。

本ファンドの運用実績

2008年下半年期（2008年7月1日 - 2008年12月31日）中、ザ・コリア・ファンド・インクの純資産額（NAV）は40.5%（手数料控除後）減少した。当該報告期間中の株価は41.6%下落し、期間の終値は1株当たり34.42米ドルであった。これは純資産額に対して8.2%のディスカウントに相当する。

運用実績の要因の検討

2008年下半期中、通信サービス銘柄をオーバーウェイトとしていたことが奏功し、これが本ファンドのアウトパフォーマンスの半分近くを占めた。これに加えて、生活消費財銘柄のオーバーウェイトと金融銘柄のアンダーウェイトも運用実績にプラス効果をもたらした。2008年10月に初めて投資先に加わった生活消費財銘柄であるピングレーは、下半期中最も高い絶対パフォーマンスを上げて運用実績に貢献した。インターネット・ゲーム会社であるNCソフト及びCJインターネットも、最も好調な銘柄の一つに数えられる。

一方、公益事業銘柄のアンダーウェイトは、2008年下半期中、本ファンドの運用実績に最も大きな損失を与えた。材料、エネルギー及び嗜好消費財銘柄のアンダーウェイトと、工業銘柄のオーバーウェイトも、本ファンドの運用実績を損なった。本ファンドは工業銘柄のオーバーウェイトを維持しているが、船舶価格及び新規受注の落込みが造船業界に長期にわたって悪影響を与えることが見込まれるため、造船銘柄の保有は取り止めている。

上記の情報は、信頼できると考える情報源から得たものだが、RCM及びその関連会社は、情報の正確性、完全性又は信頼性を保証するものではない。上記の意見はいつでも、通知なしに変更される可能性がある。過去のパフォーマンスは将来の成績の指標となるものではない。上記の情報は、金融商品の購入又は売却の提案又は勧誘を意図したものではない。投資家は、投資の実行前に、ミューチュアル・ファンドの投資目的、リスク、料金及び費用について慎重に検討すべきである。上記の情報又はその他の情報は、本ファンドの年次・半期報告書、委任状勧誘資料及びその他の情報に含まれており、貴方の財務顧問に問い合わせることにより、又は本ファンドのウェブサイト（www.thekoreafund.com）上で取得することができる。

上記の情報は監査対象外であり、情報の提供のみを目的とするものである。上記の情報は投資戦略及び投資機会に関する情報を提供するためにのみ提示されている。本ファンドは韓国の有価証券への投資を通じた長期的な資本の増価を追求している。米国以外の有価証券への投資には、政治上・経済上のリスクや、通貨変動リスク、及び流動性の低下などの追加のリスクが伴う。これらのリスクにより結果として株価の変動性が高まる可能性があり、特定の地域に投資を集中する分散度の低いファンドにおいては一般的にリスクが高まる。本ファンドは、証券取引所で売買されるクローズドエンド型管理投資会社である。上記の情報は情報提供のみを目的として提示するものであり、売買目的での使用を意図するものではない。オープンエンド型投資信託とは異なり、クローズドエンド型投資信託では常に募集が行われるわけではない。新規株式公開後は、当該株式は証券取引所を通じて公開市場で販売され、その場合にはプレミアム又はディスカウントで売買される可能性がある。保有状況は毎日変化する。

(2) 投資状況

投資有価証券概要及び運用実績（2008年12月31日現在）（未監査）

総利益率データ (1)	6ヶ月間	1年間	5年間	10年間
時価	(41.63)%	(52.95)%	7.74%	13.58%
純資産額 (NAV)	(40.52)%	(53.42)%	5.20%	13.09%
KOSPI(2)	(44.24)%	(55.95)%	5.58%	6.68%
MSCI Korea (総利益率データ)(3)	(44.30)%	(55.29)%	4.93%	10.32%
MSCI Korea (価格リターン)(3)	(44.34)%	(55.87)%	3.37%	8.77%

注(1) 過去の実績は将来の成績を保証するものではない。総利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金及びキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総利益率データは、本ファンド株式の購入又は売却に関連するブローカーの手数料を反映していない。1年超の期間の総利益率データは、年平均の値である。1年未満の期間の総利益率データは、年換算されていない。

(2) 韓国総合株価指数 (KOSPI) は、韓国取引所株式部門 (旧韓国証券取引所) に上場されているすべての普通株式の非管理時価総額加重型指数である。本ファンドのリターンとは異なり、同指数のリターンには手数料や費用は反映されていない。指数への直接投資は認められていない。1年超の期間の総利益率データは、年平均の値である。1年未満の期間の総利益率データは、年換算されていない。

(3) モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル韓国インデックス (MSCI Korea) は、韓国国内企業銘柄の時価総額加重型指数である。同指数は韓国証券市場のパフォーマンスを表すものであり、米国投資家が入手できない一定の市場区分の銘柄は除かれている。MSCI Korea (総利益率データ) は配当が再投資されたものとして計算されているのに対し、MSCI Korea (価格リターン) は配当の再投資を前提としていない。また、本ファンドのリターンとは異なり、両指数のリターンには手数料や費用は反映されていない。指数への直接投資は認められていない。1年超の期間の総利益率データは、年平均の値である。1年未満の期間の総利益率データは、年換算されていない。

本ファンドへの投資には、元本割れ等のリスクが伴う。総利益率データ、時価及び純資産額は市況の変化に伴って変動する。上記のデータは情報提供のみを目的として提供するものであり、売買目的での使用を意図するものではない。オープンエンド型投資信託とは異なり、クローズドエンド型投資信託では常に募集が行われるわけではない。クローズドエンド型投資信託の株式については、公募は一回だけ行われ、一旦発行されれば証券取引所を通じて公開市場で販売される。1株当たり純資産額は資産総額から負債総額を差し引き、発行済株式数で割った値である。保有状況は毎日変化する。

産業別分散状況（純資産額に占める割合）（2008年12月31日現在）

半導体	11.4%
インターネット・ソフトウェア及びサービス	11.0%
建設・エンジニアリング	10.9%
食品・生活必需品小売	8.0%
無線通信サービス	7.8%
卸売	7.6%
金属・鉱業	6.6%
電子機器・計器	5.9%
タバコ	5.4%
商業銀行	5.3%
通信	4.9%
その他	15.2%

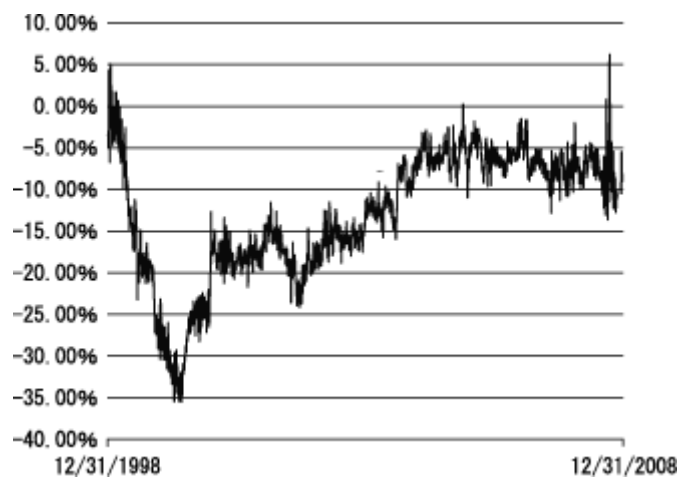
（2008年12月31日現在）

保有株式上位10銘柄	業種	純資産額に占める割合
1. サムスン電子	電子部品の製造	10.4%
2. KT&G（韓国タバコ人参公社）	タバコ製品の製造	4.9%
3. KTコーポレーション	電話及びインターネットサービスの提供	4.4%
4. サムスン火災海上保険	損害保険商品の販売	4.2%
5. LG電子	電子機器の製造	4.2%
6. ポスコ	鋼材の製造	4.1%
7. SKテレコム	携帯電話サービスの提供	4.0%
8. 柳韓	医療用医薬品及び獣医用医薬品の製造	3.9%
9. 現代建設	総合建設業	3.9%
10. LGコーポレーション	持株会社	3.9%

時価 / NAV（2008年12月31日現在）

時価	34.42ドル
NAV	37.48ドル
NAVに対するディスカウント	(8.16)%

NAVに対するプレミアム(ディスカウント) (1998年12月31日～2008年12月31日)



2 【生産、受注及び販売の状況】

該当なし。

3 【対処すべき課題】

本ファンドの定款及び附属定款中、買収防衛効果を持つ可能性のある規定は以下のとおりである。
本ファンドの定款（改正を含む。）及び附属定款には、他の者が本ファンドの支配権を取得し、本ファンドに一定の取引を行わせ、又は本ファンドの構成を変更する能力を制限する効果を有する可能性のある規定が置かれている。かかる規定は、第三者が本ファンドの支配権を取得する意欲を減退させることにより、株主がその持株をその時の時価を上回る価格で売却する機会を剥奪する効果を有する可能性がある。その一方で、かかる規定により、本ファンドの支配権を取得しようとする者はかかる支配権の取得に必要な株式の対価として支払うべき価格について本ファンドの経営者と交渉することが必要となる可能性があり、連続性と安定性が推進され、また投資目的に合致する長期戦略を追求していく本ファンドの能力が高められる。本ファンドの定款（改正を含む。）及び附属定款のかかる一定の規定に関する以下の考察は、完全であることを意図したものではなく、メリーランド州法並びに本ファンドの定款（改正を含む。）及び附属定款に従い、またこれらを参照することによって全体として適正とされるものである。

取締役会のクラス分け

取締役会のクラス分けは、経営者の連続性と安定性を推進するが、株主にとっては取締役の過半数を交代させることがより困難になる。なぜなら、そのためには通常少なくとも2回の年次取締役選挙を経なければならないからである。

多数決による取締役の選任

多数決による取締役の選任は、株主による新たな取締役の選任をさらに困難なものとする。なぜなら、通常はいずれの取締役も過半数の投票を獲得することはないからである。メリーランド州法の下では、候補者が必要な数を下回る投票しか獲得しなかったために1名以上の取締役についてその選任に失敗した場合には、現任の取締役が、次回の取締役選任時まで、かつ後任者が正式に選任され資格を得る時まで在任し、任務を続けることとなる。

取締役会の欠員の補充

上述の通り、本ファンド取締役会の欠員は取締役によってのみ補充され、また欠員補充のために任命された取締役は、原則として同人が任命されたクラスの任期が終了する時まで、かつ後任者が選任され資格を得る時まで職を務める。したがって、本ファンドの発行済社外株式の過半数を支配しているが取締役会の過半数を支配していない者は、取締役会の員数を増加したり、新たに生じた欠員をその独自の候補者で補充したりすることはできない。

取締役の解任

本ファンドの取締役は正当な理由のみによって解任され得るので、本ファンドの取締役を解任することは、本ファンドの取締役会の支配権を得ようとする者にとって実現可能な選択肢ではない。

取締役会・株主による特別多数決の要件

上述の通り、一定の臨時決議に対して株主及び取締役の特別多数決を求める方法は、本ファンドの支配権を取得しようとする者が、発行済社外株式の過半数及び／又は本ファンド取締役会の過半数の支配権を取得した後であっても、これらの決議を行う能力を制限する働きがある。

株主による推薦及び提案のための事前通知手続き

本ファンドの附属定款には、年次株主総会で取締役選任候補者の指名又は新たな議題の提案をしたい株主は、附属定款の事前通知に関する規定に従わなければならないとの規定が置かれている。附属定款は、本ファンドは所定の手続きによらない指名及び提案を審議しないと規定している。取締役の指名に関してこのような事前通知要件があるため、経営者は、もしそうすると決定した場合には、意見を異にする候補者を破るために、独自の代理委任状を勧誘する時間を確保することができる。同様に、株主提案について適切な事前通知があれば、経営者はかかる提案を検討し、かかる提案を採択するよう株主に推奨するか否かを決定するための時間を確保できる。

4 【経営上の重要な契約等】

当半期中に、経営上の重要な契約等に重大な変更はなかった。

5 【研究開発活動】

該当なし。

6 【投資先(韓国)の状況】

当半期中に、当ファンドの投資先の状況に関連する重大な変更はなかった。
第3 [事業の状況]、1 [業績等の概要]、(1)「概況」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

本ファンドは、重要な設備を所有しておらずまた賃借もしていない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(2008年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式 200,000,000	2,438,486 (注)	197,561,514

(注) 2009年1月29日付で本ファンドは株式配当により普通株式8,007,555株を発行し、その結果同日付の本ファンドの発行済株式総数は10,446,041株となった。

第6 [経理の状況]、1 [中間財務書類]、a 「2008年12月31日に終了した6ヶ月間の中間財務書類」、「ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記」、「8 新規発行ファンド株式」を参照のこと。

【発行済株式】

記名式・無記名式の別 及び額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
記名式 額面(1株0.01ドル)	普通株式	2,438,486	ニューヨーク証券取引所	
計		2,438,486		

(2) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金			摘要
	増減数 (株)	残高 (株)	増減額 (ドル)	残高 (ドル)	残高 (円)	
2008年6月30日		24,384,856		243,849	23,687,492	
2008年12月22日 (株式併合)	(21,946,370)	2,438,486	-	243,849	23,687,492	併合比率 1:10
2008年12月31日		2,438,486		243,849	23,687,492	(注)

(注) 2009年1月29日付で本ファンドは株式配当により普通株式8,007,555株を発行し、その結果同日付の本ファンドの発行済株式総数は10,446,041株となった。

第6 [経理の状況]、1 [中間財務書類]、a 「2008年12月31日に終了した6ヶ月間の中間財務書類」、「ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記」、「8 新規発行ファンド株式」を参照のこと。

(3) 【大株主の状況】

本ファンドの発行済株式総数の5%以上を実質的に所有している者は以下の通りである。

実質的所有者の氏名及び住所	実質所有の株式数	発行済株式総数に対する割合
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLC(以下「CLIG」という。) 英国ロンドンEC3M 1LX、イーストチープ10、 シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・リミテッド気付	268,905株 (注1)	11.03%
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・リミテッド(以下 「CLIM」という。) 英国ロンドンEC3M 1LX、イーストチープ10		
ラザード・アセット・マネジメントLLC アメリカ合衆国 10112 ニューヨーク州、 ニューヨーク、ロックフェラープラザ30	195,150株 (注2)	8.00%

(注1) 2009年1月9日現在、CLIG及びCLIMは共同でこれらの株式に関して、単独議決権又は議決の指図を行う権限及び単独処分権又は処分の指図を行う権限を有している。CLIG(CLIMの親持株会社として)及びCLIMは各種公的及び私的投資ファンド(以下「投資ファンド」という。)の投資顧問会社として、これら投資ファンドが保有する株式の配当金又はこれらの株式の売却による代金を指図する権限を有している。これら投資ファンドの本ファンドにおける株式保有割合はいずれも5%以下である。

(注2) 2009年1月30日現在、ラザード・アセット・マネジメントLLCは、195,012株に関して単独議決権を、195,150株に関して単独で処分する権限を有している。

本ファンドの発行済株式総数の5%以上を実質的に保有する株主は、米国証券取引委員会への報告を要求されている。大株主に関する実質所有の株式数及び発行済株式総数に対する割合を含む上記情報は、本ファンドの株式の保有に関して、上記株主が米国証券取引委員会に対して提出した報告書中の情報に専ら依拠している。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

ニューヨーク証券取引所

月 別	2008年7月*	8月*	9月*	10月*	11月*	12月
最 高	212.50ドル 20,642円	208.60ドル 20,263円	173.40ドル 16,844円	150.90ドル 14,658円	131.30ドル 12,754円	117.99ドル 11,462円
最 低	199.30ドル 19,360円	175.10ドル 17,009円	145.10ドル 14,095円	89.40ドル 8,684円	82.60ドル 8,024円	32.02ドル 3,110円

*2008年12月22日に実施された10株を1株に併合する株式併合に合わせて調整されている。

3 【役員の状況】

昨年の有価証券報告書の提出日以降、本半期報告書の提出日現在までの間に、当ファンドの業務執行役員に以下の異動があった。当ファンドの業務執行役員の任期は、次回の年次取締役会まで、かつ後任者が正式に選任され資格を付与される時まで、又はかかる業務執行役員がこれより前に辞任し又は解任された場合はその時までである。

新任業務執行役員

氏 名： リチャード・コシュラン

生年月日： 1961年1月23日

役職名： 財務役補佐

略 歴： アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLCヴァイス・プレジデント；アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・コンプレックスの81のファンドの財務役補佐；全米教職員保険年金協会 / 大学退職株式基金 (TIAA-CREF)の元税務マネジャー (2002年～2008年)

実質所有株式の種類及びその数 (2009年1月28日現在)：
0株

就任年月日： 2009年1月28日

第6 【経理の状況】

(イ)ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)の上半期(2008年7月1日から2008年12月31日まで)の中間財務書類は米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して作成されている。

本ファンドが採用する会計処理の原則及び手続き並びに財務書類の表示方法のうち本邦で一般に認められた企業会計の基準と相違するもので重要なものは、「3 日米の会計慣行の相違」のところでの旨及びその内容を記載している。

本ファンドの中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という)第74条第1項の規定に従って作成されている。

(ロ)添付の本ファンドの中間財務書類はアメリカ証券取引委員会(SEC)に提出された中間財務書類(原文)に基づき作成されたものであり、2008年7月1日から2008年12月31日までの中間財務書類については、米国における独立登録会計事務所の監査を受けていない。

(ハ)本ファンドの中間財務書類(原文)は米国ドルで作成されている。中間財務諸表等規則第77条の規定に基づき日本円換算額を記載しているが、その換算は1ドル=97.14円(2009年3月2日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の電信直物相場の対顧客売買相場仲値)の換算率を用いて計算されている。金額は千円単位で四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上のためだけのものであり、米国ドルの金額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ニ)なお、円換算額及び「2 その他」並びに「3 日米の会計慣行の相違」に関する記載は、原文の中間財務書類には含まれていない。

1 【中間財務書類】

a) 2008年12月31日に終了した6ヶ月間の中間財務書類

ザ・コリア・ファンド・インク貸借対照表(未監査)

科目	2008年12月31日現在	
	ドル	千円
資産：		
投資有価証券、時価(取得原価304,644,353ドル)	312,161,037	30,323,323
現金(取得原価9,873,068ドル、時価ベースで10,883,852ドルの外貨を含む)	12,966,756	1,259,591
新規発行ファンド株式(注記8参照)	176,156,198	17,111,813
未収配当金	5,688,068	552,539
貸付有価証券未収利息(純額)	28,263	2,745
前払費用	46,801	4,546
資産合計	507,047,123	49,254,558
負債：		
株主への未払配当金	220,195,248	21,389,766
投資有価証券購入に伴う未払金	2,065,531	200,646
貸付有価証券に係る偶発債務(注記1(h)参照)	1,123,767	109,163
未払投資運用報酬	180,195	17,504
未払費用	290,744	28,243
負債合計	223,855,485	21,745,322
純資産	283,191,638	27,509,236
純資産：		
普通株式：		
額面(額面価額0.01ドル、7,556,330株に適用)	75,563	7,340
額面価額を超過する払込資本	344,273,028	33,442,682
投資純利益を超過する配当金	(1,907,156)	(185,261)
投資有価証券による累積実現純損失	(66,828,576)	(6,491,728)
投資有価証券、外貨建取引および貸付有価証券に係る偶発債務の未実現評価純利益	7,578,779	736,203
純資産	283,191,638	27,509,236
1株当たり純資産	37.48	3,641円

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク損益計算書

科目	自 2008年 7月 1日 至 2008年12月31日	
	ドル	千円
投資収益：		
配当金 (1,079,794ドルの外国源泉徴収税控除後)	5,464,411	530,813
貸付有価証券による収益	505,228	49,078
利息	126,122	12,251
投資収益合計	6,095,761	592,142
費用：		
投資管理報酬	1,481,660	143,928
法務報酬	578,774	56,222
保管報酬	273,094	26,528
取締役への報酬および諸費用	189,570	18,415
支払保険料	95,682	9,295
株主に対するコミュニケーション費用	92,749	9,010
監査および税務サービス報酬	75,784	7,362
会計報酬	27,875	2,708
ニューヨーク証券取引所上場手数料	25,195	2,447
証券代行報酬	8,946	869
その他	25,360	2,463
費用合計	2,874,689	279,247
投資純利益	3,221,072	312,895
実現利益(損失)および未実現利益(損失)の増減：		
実現純損失の内訳：		
投資有価証券	(61,910,404)	(6,013,977)
外貨建取引	(7,672,730)	(745,329)
未実現評価利益 / 損失の純増減額：		
投資有価証券	(160,371,985)	(15,578,535)
外貨建取引	1,181,672	114,788
貸付有価証券に係る偶発債務	(1,123,767)	(109,163)
投資有価証券、外貨建取引および貸付有価証券に係る偶発債務による 実現純損益および未実現利益 / 損失の増減	(229,897,214)	(22,332,215)
投資運用活動による純資産の正味減少額	(226,676,142)	(22,019,320)

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク純資産変動表

科目	自 2008年7月1日 至 2008年12月31日 (未監査)		自 2007年7月1日 至 2008年6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
投資運用活動：				
投資純利益	3,221,072	312,895	2,802,252	272,211
投資有価証券、現物償還および外貨建取引からの実現純利益(損失)	(69,583,134)	(6,759,306)	310,603,852	30,172,058
投資有価証券、貸付有価証券に係る偶発債務および外貨建取引の未実現評価利益/損失の正味増減額	(160,314,080)	(15,572,910)	(377,275,494)	(36,648,541)
投資運用活動による純資産の正味減少額	(226,676,142)	(22,019,320)	(63,869,390)	(6,204,273)
株主に対する配当金および分配の内訳：				
投資純利益			(4,920,003)	(477,929)
実現純利益	(220,195,248)	(21,389,766)	(424,125,081)	(41,199,510)
株主に対する配当金および分配合計	(220,195,248)	(21,389,766)	(429,045,084)	(41,677,439)
資本取引：				
新規発行ファンド株式(注記8参照)	176,156,198	17,111,813		
配当金および分配の再投資			122,407,521	11,890,667
株式買付け価額			(108,802,362)	(10,569,061)
資本取引による正味増加額	176,156,198	17,111,813	13,605,159	1,321,605
純資産の減少合計	(270,715,192)	(26,297,274)	(479,309,315)	(46,560,107)
純資産：				
期首純資産	553,906,830	53,806,509	1,033,216,145	100,366,616
期末純資産 (投資純利益を超過する配当金、それぞれ(1,907,156)ドルおよび(5,128,228)ドルを含む)	283,191,638	27,509,236	553,906,830	53,806,509
株式に関する活動：(1)				
期首株式数	2,438,486		2,427,062	
配当金および分配の再投資による発行済株式数			441,745	
新規発行ファンド株式(注記8参照)	5,117,844		(430,321)	
期末発行済株式数	7,556,330		2,438,486	

(1) 2008年12月22日に実施された10株から1株への株式併合に合わせて調整されている(注記7参照)。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記

2008年12月31日

1. 組織および重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、1940年の投資会社法(改正)(以下「1940年会社法」という)の下、クローズド・エンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録され、メリーランド州法人として組織されている。

本ファンドは、韓国企業の有価証券(主に持分証券)への投資を通じて長期キャピタル・ゲインを追求している。

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は財務書類の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

通常の業務において、本ファンドは、一般補償条項を含む契約を締結する。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

財務会計基準審議会(以下「FASB」という)は、解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を発行した。解釈指針は、本ファンドのようなパス・スルー事業体を含む全事業体について、本ファンドの所得申告(事業体が特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。本ファンドの経営陣は解釈指針の評価を行い、2008年12月31日現在の本ファンドの財務書類において重要な影響はないと結論付けた。過去3事業年度における本ファンドの連邦所得税申告書は、引き続き内国歳入庁による調査対象となっている。

2008年3月、FASBは、SFAS第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示」(以下「SFAS第161号」という)を公表した。SFAS第161号は、2008年11月15日より後に開始する事業年度および中間期間より適用される。SFAS第161号は、本ファンドのデリバティブおよびヘッジ活動に関するより一層の開示を要求している。2008年9月、FASBは、FASB職員意見書第133-1号およびFIN第45-4号「信用デリバティブおよび特定の保証の開示：FASB基準書第133号およびFASB解釈指針第45号の改定ならびにFASB基準書第161号の適用日の説明」(以下「職員意見書」という)を発行した。職員意見書は、発行体の財政状態、財務成績およびキャッシュフローに対する信用デリバティブおよび保証の影響の透明性を強化することを要求している。職員意見書は2008年11月15日より後に開始する事業年度および中間期間より適用される。この職員意見書は一部の信用デリバティブ、組込信用デリバティブ(例：クレジットリンク債)のある複合商品および一部の保証に適用され、売りプロテクション付き信用デリバティブに関する追加開示を要求している。本ファンドの経営陣は、2008年12月31日現在の本ファンドの財務書類に対する信用デリバティブの影響はないと結論付けた。

以下は、本ファンドが採用した重要な会計方針の要約である。

(a) 投資有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能なポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、時価で計上される。市場価格が容易に入手可能でない、またはその価値に重大な影響を及ぼす可能性がある事象が発生する場合、ポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、取締役会または取締役会が指示した者により、取締役会が設定した指針に従って公正に、公正価値で評価される。本ファンドの投資有価証券は日次で評価されており、純資産価額はディーラーの指値により提供される価格、またはかかる有価証券に対するプライマリー・マーケットである取引所における直近の売買価格、あるいは店頭市場がプライマリー・マーケットである当該有価証券または売買取引がない上場有価証券の直近の仲値を用いて、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)の取引が行われている各日のNYSEの通常取引終了時(通常東部標準時午後4時)に算出される。韓国の持分証券に関して、本ファンドは、統計調査サービスにより提供されるモデリング・ツールを用いて有価証券を公正価値で評価する。このサービスは、市場に関する過去の実績およびその他の経済データ(米国の有価証券または有価証券指数の価値の変動が含まれる可能性がある)に基づく統計およびプログラムを使用している。満期までの期間が60日以内である短期有価証券は、満期までの当初の期間が60日以内である場合は償却原価法で評価され、満期までの当初の期間が60日を超過する場合は満期の61日前の公正価値と償却価額との差額に償却原価法を適用することにより評価される。当初、米ドル以外の通貨で評価された投資有価証券は、価格提供者から入手した為替レートをを用いて米ドルに換算替えされる。その結果、本ファンドの株式の純資産価額は米ドルに関連する通貨の価値の変動によって影響を受ける可能性がある。米国外の市場で取引される有価証券または米ドル以外の通貨建ての有価証券の価値は、NYSEの休業日に著しく影響を受ける可能性がある為、純資産価額は投資家が株式売買取引を行うことができない日に変動する可能性がある。本ファンドが有価証券を評価するのに使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なる可能性があり、その差額は財務書類に対して重要となる可能性がある。

(b) 公正価値測定

2008年7月1日より、本ファンドはFASB財務会計基準書第157号「公正価値測定」(以下「SFAS第157号」という)を適用した。本基準書では、財務報告にかかる公正価値の定義を明確にし、公正価値の測定に関する枠組みを確立し、公正価値測定の使用に関する追加的開示を要求している。本基準書において、公正価値は市場参加者間の秩序ある取引においてある資産を売却することにより受け取るであろう価格、またはある負債を移転することにより支払うであろう価格(すなわち「出口価格」のこと)として定義される。SFAS157に基づく公正価値ヒエラルキーの3段階のレベルは以下の通りである：

- ・レベル1 - 本ファンドが資金調達能力を持つ活発な市場における、同一の投資有価証券の公表価格
- ・レベル2 - その他の重要な観察可能なインプット(類似する投資有価証券の公表価格、金利、期限前償還率、信用リスク等が含まれる)、または活況ではない取引所の呼び値に基づく評価
- ・レベル3 - 重要な観察不能なインプット(投資有価証券の公正価値を決定する際の本ファンド自身の仮定を含む)に基づく評価

2008年12月31日に終了した6ヵ月間に本ファンドにより用いられた公正価値測定時の評価手法は、観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットの使用を最小限に抑えるものであった。本ファンドは、評価時に入手可能な情報を前提とした、流動性の高い国際株式市場における価格の見積りを公正価値手法として使用した。

有価証券の評価に用いたインプットまたは方法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではない。

2008年12月31日現在、時価で計上される本ファンドの投資有価証券を評価する際に用いられたインプットの要約は以下の通りである。

評価インプット	投資有価証券 (米ドル)
レベル1 公表価格	
レベル2 その他の重要な観察可能なインプット	312,161,037
レベル3 重要な観察不能なインプット	
合計	312,161,037

(c) 投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、約定日に計上される。受取利息は外国源泉徴収税を控除して発生主義に基づいて計上される。投資取引による実現損益は個別原価主義で計上される。配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の発表は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取ることとなる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、適用可能な場合、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に計上される。

(d) 連邦法人所得税

本ファンドは、課税対象利益をすべて分配し、規制された投資会社に適用される1986年米国内国歳入法(改正)の条項に従う意向である。従って、米国連邦法人所得税に対する引当金は要求されていない。

2008年4月22日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の株式公開買付けおよび現物償還に関連して、本ファンドに491,733ドルの有価証券取引税が課された。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された(注記1(e)および6を参照のこと。)

(e) 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日まで、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産価額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記6を参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。本ファンドは、当該放棄がその他の点では本ファンドの事業に影響を及ぼさないと予想している。

現在、韓国の銀行および一部の特殊公益法人ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2008年12月31日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。一部の公益法人および電気通信会社に関して、SKテレコムにおける本ファンドの所有株式は、2008年12月31日現在において外国人による保有制限49%が適用されていた。

(f) 配当金および分配

本ファンドは、投資純利益による配当原資および実現キャピタル・ゲイン純額の分配原資がある場合は、毎年配当および分配を宣言する。本ファンドは、配当落日に株主への配当金および分配を計上する。投資純利益および実現キャピタル・ゲイン純額による配当金および分配の金額は、連邦法人所得税上の規定に準拠して決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの会計上と所得税上の差異（"book-tax" differences）は、一時的または永続的性質のいずれかであると考えられる。これらの差異が永続的な性質である限り、かかる金額は、法人所得税上の会計処理に基づいて資本勘定の科目内で組替えられる。一時的な差異には組替が要求されない。配当金および/または分配が連邦法人所得税上の当期および累積利益を超過する範囲まで、かかる利益は払込剰余金の元本超過部分の配当金および/または分配として計上される。

(g) 外貨換算

本ファンドの会計記録は、以下のとおり米ドルで記録されている。(1)投資有価証券の外貨建の時価ならびに外貨建のその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して換算されている。(2)購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで換算されている。その結果生じる為替差損益純額は、損益計算書に含まれている。

本ファンドは通常、有価証券の時価の変動により生じた経営成績のぶれから為替変動の結果生じた経営成績のぶれを切り離していない。従って、かかる為替差損益は、投資有価証券にかかる実現および未実現損益純額に含まれている。しかしながら、本ファンドは、米国連邦法人所得税上の諸規則に従って、外貨建債務の売却または満期時の損益を算定する場合に為替変動の影響を切り離している。かかる金額は、財務報告および法人所得税上の報告目的で為替差損益として分類される。

2008年12月31日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=1,259.55ウォンであった。

(h) 貸付有価証券

本ファンドは、有価証券の貸付に従事している。貸付は、常に少なくとも貸付有価証券の時価と同等の価値を有する担保により保証されている。貸付期間において、本ファンドは、借り手からの手数料を受け取るおよび/または現金担保の投資にかかる利息を稼得する間、引き続き貸付有価証券にかかる配当金または同等の金額を受け取る。貸付有価証券による収益は、損益計算書にそのように開示されている。借り手に支払われる交渉によるリベートおよび取引費用控除後の現金担保の投資による収益は、本ファンドと仲介業者の間で配分される。貸付有価証券に対して受け取った現金担保は投資有価証券明細表において識別される有価証券に投資されており、対応する負債は貸借対照表において認識される。貸付は、本ファンド又は借り手の意思により終了される。

貸付の終了時に、借り手は、貸付有価証券と同一の有価証券を貸し手に戻す。本ファンドは、有価証券の貸付に関して、合理的な仲介手数料、一般管理手数料および保管手数料を支払う可能性があり、また担保に関して稼得した利息を借り手と分配する可能性がある。本ファンドは、有価証券の借り手が財政上破綻した場合、貸付有価証券の回収の遅延または権利喪失のリスクにさらされている。本ファンドはまた、現金担保で購入した有価証券の価値が低下した場合の損失のリスクにさらされている。

2008年9月12日現在、BNYインスティテューショナル・キャッシュ・リザーブズ(以下「CR」という)に対する本ファンドの現金担保投資に関連して、本ファンドは、CRが保有していた一部のリーマン・ブラザーズ有価証券に係る投資損失を被る可能性がある。

(i) リスクの集中

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治、社会および経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

2 投資運用会社 / 副顧問会社 / 副管理会社

本ファンドは、RCM キャピタル・マネジメントLLC(以下「投資運用会社」という)との間に、投資運用契約(以下「運用契約」という)を締結した。取締役会の監視のもとで、投資運用会社は、直接または選任された他者を通じての運用、本ファンドの投資活動、企業事象、およびその他の管理状況に対して責任を有する。当該運用契約に従い、投資運用会社は、以下の年率で毎月支払われる年間手数料を受け取る。本ファンドの2億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.75% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して0.725% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.70% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.675% 10億ドルを超える本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.65%。2008年12月31日に終了した6ヶ月間において、本ファンドは、本ファンドの日々の平均純資産価額の実質年率0.74%で投資運用報酬を支払った。

投資運用会社は、本ファンドの投資を管理し、本ファンドに対する管理サービスを提供するために、それぞれ関連会社であるRCMアジア・パシフィック・リミテッド(以下「副顧問会社」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「副管理会社」という)を保有している。本ファンドではなく投資運用会社が、受取手数料の一部をサービスの対価として副顧問会社および副管理会社に支払う。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、上場保険金融サービス会社であるアリアンツSEの完全所有間接子会社である。

3 有価証券投資

2008年12月31日に終了した6ヶ月間において、投資有価証券(短期投資を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ149,273,595ドルおよび135,618,362ドルであった。

4 法人所得税情報

ポートフォリオ証券の原価基準304,644,353ドルは、連邦法人所得税上および財務報告上共にほぼ同額であった。時価が税務上の原価を上回っている有価証券の未実現評価総利益は、97,851,991ドルである。税務上の原価が時価を上回っている有価証券の未実現評価総損失は、90,335,307ドルである。連邦法人所得税課税上の未実現評価純利益は、7,516,684ドルである。

5 株式の買戻し

取締役会は、本ファンドの株式が1株当たり純資産に対しディスカウントされて取引される場合、本ファンドが公開市場において定期的に株式の買戻しを行うことを承認している。取締役会による定期的な見直しにより、買戻しは、本ファンドの投資運用会社が本ファンドの目標が達成されると考える時期および金額で行われる可能性がある。2007年10月24日の本ファンドの取締役会議において、取締役会は株式買戻しプログラムを改正した。新株式買戻しプログラムの下、本ファンドの投資運用会社および副顧問会社は本ファンドのディスカウントを毎週監視しており、前20営業日間における本ファンドの1日当たりの平均ディスカウントが、取締役会が適宜決定する一定の水準を上回る場合、買戻し委員会の会議が召集される。買戻し委員会は3名の社外取締役、本ファンドの社長、財務部長、副財務部長、ならびに副管理会社所有のクローズド・エンド型ファンドのセクレタリーおよび取締役から構成されている。一旦召集された場合、買戻し委員会は、株式の買戻しを実施すべきか否かの決定に責任を負う。本ファンドは2008年12月31日に終了した6ヶ月間および2008年6月30日に終了した事業年度において、株式の買戻しを実施しなかった。

6 株式公開買付け

本ファンドは2008年3月20日に、買付け期日の翌営業日である2008年4月22日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券(および端株相当金額)と引き換えに、発行済株式の約15%である普通株式4,303,210株までの株式公開買付けを開始した。この買付けによる株式交換を行った株主は、本ファンドの株式保有高(および端株相当金額)の比例持分を受領した。買付け株式は4,303,210株で、その価格は108,802,362ドルであった。買付け株式は、10株から1株への株式併合を反映して、430,321株へと修正再表示された(注記7を参照のこと)。

7 株式併合

2008年12月10日、本ファンドは10株に対して1株を基準とする株式併合を宣言した。2008年12月22日、本ファンドの各登録株主は、1株当たり純資産価額が12.62ドルである本ファンド株式10株毎に、1株当たり純資産価額が126.18ドルである本ファンド株式1株を受領した。純資産変動表における過年度の株式情報および財務ハイライトにおけるすべての過年度1株当たりの情報は、この株式併合を受けて修正再表示されている。財務ハイライトに表示されている総投資利益率、純資産、比率またはポートフォリオ回転率について、株式併合による影響はなかった。

8 新規発行ファンド株式

2008年12月22日、本ファンドはキャピタル・ゲインの分配90.30ドルを宣言した。この分配は、現金による分配の受領を選択した場合を除き、2009年1月26日(以下「価格設定日」という)における本ファンドの1株当たり市場価格に基づいて、本ファンドの新規発行株式により分配することとされた。分配される現金合計額は、分配合計のドル総額の20%まで(端株相当額の現金支払を除く)に制限された。2008年12月31日現在、本ファンドの市場価格34.42ドルおよび現金分配を20%とする見積りに基づき、キャピタル・ゲインの分配に関連して5,117,844株の発行が計画された。2009年1月29日(以下「支払日」という)、本ファンドは価格設定日における市場価格21.99ドルに基づき8,007,555株を発行した。

9 訴訟手続き

2004年6月および9月に、副管理会社、一部の関連会社(PEAキャピタルLLC(以下「PEA」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ L.P.を含む)は、副管理会社が投資顧問である一部のオープン・エンド型ファンドが連邦および州証券法に違反しているとの証券取引委員会およびニュージャージー州司法長官による申立てを承認または棄却することなく、和解することに合意した。この和解は、PEAが以前副顧問をしていた一部のオープン・エンド型ファンドの「マーケット・タイミング」契約に関する申立てにかかるものである。投資運用会社およびその関連会社は、訴訟を和解するために合計68百万ドルを支払うことに合意した。金銭の支払いに加えて、和解当事者は、マーケット・タイミングに関して、特定のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび開示の改正を行うことに合意し、差止命令および問責決議に同意した。これらの事象の後に、PEAは投資運用会社としての登録を抹消し、解散した。この和解は、本ファンドに関して不適切な活動が行われたことを裏付けるものではない。

2004年2月より、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員は、上述の制度上の和解において争点となった行為と同じまたは同様のことが行われたとされる「マーケット・タイミング」に関する多数の係属中の訴訟において被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州米国地方裁判所の広域訴訟にまとめられている。これらの事項に関する潜在的な決議は、副管理会社または関連会社に対する損害賠償請求に対する判決または和解、あるいは関連する差止命令に含まれる可能性があるが、制限されるものではない。

上記の内容は、財務書類日現在のものである。

ザ・コリア・ファンド・インク財務ハイライト

各年度を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

(単位：ドル)						
	6月30日に終了した事業年度					
	2008年12月31 日に終了した 6ヶ月間 (未監査)	2008年 [*]	2007年 [*]	2006年 [*]	2005年 [*]	2004年 [*]
期首純資産額	227.15	425.71	388.65	291.01	215.46	176.21
投資活動：						
投資純利益 ⁽¹⁾	1.28	1.08	3.84	3.26	4.02	1.95
投資有価証券、貸付有価証券に係る偶発債務、現物償還、関連会社への投資および外貨建取引にかかる実現純利益(損失)および未実現利益(損失)の増減額	(100.54)	(21.84)	103.62	98.88	78.03	39.00
投資運用活動からの利益(損失)合計	(99.26)	(20.76)	107.46	102.14	82.05	40.95
株主に対する配当金および分配の内訳：						
投資純利益		(1.72)	(4.53)	(5.00)	(4.50)	(3.00)
実現純利益	(90.30)	(172.38)	(66.67)	(3.50)	(2.00)	
株主に対する配当金および分配合計	(90.30)	(174.10)	(71.20)	(8.50)	(6.50)	(3.00)
資本取引：						
株式買戻し、株式買付け、新規株式発行および時価での株式分配再投資による純資産額の増加(希薄化)	(0.11)	(3.70)	0.80	4.00		1.30
期末純資産	37.48	227.15	425.71	388.65	291.01	215.46
期末時価	34.42	213.70	395.90	363.30	273.50	188.50
総投資利益率データ： ⁽²⁾						
純資産	(40.52)%	(14.69)%	31.08%	36.50%	38.43%	24.07%
時価	(41.63)%	(9.61)%	32.39%	35.72%	49.06%	27.66%
比率/補足データ：						
期末純資産(単位：千ドル)	283,192	553,907	1,033,216	1,048,087	1,300,842	963,133
平均純資産に対する費用比率	1.44% ⁽³⁾	1.06%	0.96%	0.89%	1.13%	1.27%
平均純資産に対する投資純利益比率	1.61% ⁽³⁾	0.31%	0.99%	0.90%	1.58%	0.94%
ポートフォリオ回転率	35%	38%	50%	9%	10%	20%
<p>* 2008年12月22日に実施された10株から1株への株式併合に合わせて調整されている(財務書類に対する注記7を参照のこと)。</p> <p>(1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。</p> <p>(2) 総利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総利益率データは、ファンド株式の購入または売却に関連するブローカーの手数料を反映していない。1年未満の総投資利益率データは、年次ベースに調整されていない。</p> <p>(3) 年次ベースに調整されている。</p>						

[次へ](#)

ザ・コリア・ファンド・インク 投資有価証券明細表
 2008年12月31日現在(未監査)

株数		時価(ドル)
普通株式 - 110.2%		
	自動車部品 - 1.2%	
272,970	ハンコック・タイヤ・カンパニー・リミテッド(b)	\$ 3,371,062
	化学 - 2.3%	
27,873	KCCコーポレーション	6,510,148
	商業銀行 - 5.3%	
1,397,260	韓国外換銀行	7,194,798
329,876	新韓金融グループ	7,849,179
		15,043,977
	商業サービスおよび供給品 - 3.3%	
213,803	S1コーポレーション	9,241,533
	通信 - 4.9%	
462,110	KTコーポレーション	13,783,778
	建設およびエンジニアリング - 10.9%	
267,460	ヘリム・アーキテクト&プランナーズ(b)	1,714,317
292,058	現代開発	7,732,546
262,782	現代エンジニアリング・アンド・コンストラクション	12,201,993
457,950	韓国プラント・サービス&エンジニアリング	9,252,740
		30,901,596
	消費者金融 - 2.8%	
269,899	サムスン・カード	8,028,584
	各種消費者サービス - 4.3%	
347,769	LGコーポレーション	12,077,479
	電子設備および機器 - 5.9%	
213,842	LGエレクトロニクス・インク	12,985,106
134,591	SFAエンジニアリング・コーポレーション	3,613,491
		16,598,597
	食品および消費者小売業 - 8.0%	
168,460	ピングレ	5,848,032
15,928	CJ チェイルジェダン・コーポレーション(b)	2,310,223
38,546	CJホーム・ショッピング	1,224,785
30,365	農心株式会社	5,926,963
18,615	新世界百貨店	7,232,140
		22,542,143
	保険 - 4.7%	
87,124	サムスン火災海上保険	13,239,336
	インターネット・ソフトウェアおよびサービス - 11.0%	
406,616	CJインターネット・コーポレーション	3,998,866
32,875	ダウム・コミュニケーションズ・コーポレーション(b)	853,458
580,883	LGデイコム・コーポレーション(b)	9,321,445
146,030	NCソフト・コーポレーション	6,212,982
101,571	MHNコーポレーション(b)	10,737,501
		31,124,252

ザ・コリア・ファンド・インク 投資有価証券明細表

2008年12月31日現在(未監査)(続き)

株数		時価(ドル)
46,304	メディア - 2.5% セイル・ワールドワイド・インク(b)	\$ 7,228,865
274,445	金属および鉱業 - 6.6% 東国製鋼	6,054,522
41,882	POSCO	12,718,368
		<u>18,772,890</u>
69,639	医薬品 - 4.3% 柳韓	12,226,724
846	鉄道 - 0.0% コリア・エクスプレス(b)	60,201
88,669	半導体 - 11.4% サムスン電子	32,327,841
243,856	タバコ - 5.4% KT&Gコーポレーション	15,424,760
578,880	卸売業 - 7.6% 大宇インターナショナル・コーポレーション(b)	10,752,811
333,320	サムスンC&Tコーポレーション(b)	10,772,251
		<u>21,525,062</u>
1,207,590	ワイヤレス電気通信サービス - 7.8% LGテレコム	9,611,260
75,329	SKテレコム(b)	12,520,949
		<u>22,132,209</u>
	投資有価証券合計(取得原価304,644,353ドル)(a) - 110.2%	312,161,037
	その他の資産を超過する負債	(28,969,399)
	純資産 - 100.0%	<u>\$283,191,638</u>

投資有価証券明細表に対する注記：

- (a) 純資産の110.2%にあたる総額312,161,037ドルの有価証券は、財務書類に対する注記の注記 1 (a)で詳述されてるとおり、第三者ベンダーにより提供されるモデリング・ツールを用いて評価された。
- (b) 無配当

[次へ](#)

b) 2007年12月31日に終了した6ヵ月間の中間財務書類

ザ・コリア・ファンド・インク貸借対照表(未監査)

科目	2007年12月31日現在	
	ドル	千円
資産：		
投資有価証券、時価、貸付有価証券48,132,442ドル(取得原価482,252,248ドル)を含む	901,197,480	87,542,323
現金(取得原価11,462,141ドル、時価ベースで11,380,422ドルの外貨を含む)	17,525,434	1,702,421
未収配当金	8,419,321	817,853
投資有価証券売却に伴う未収金	2,633,124	255,782
貸付有価証券未収利息(純額)	77,742	7,552
前払費用	40,217	3,907
資産合計	929,893,318	90,329,837
負債：		
貸付有価証券の担保に伴う未払金	51,036,195	4,957,656
未払配当金	42,171,457	4,096,535
投資有価証券購入に伴う未払金	3,548,356	344,687
未払投資運用報酬	532,151	51,693
未払費用	533,076	51,783
負債合計	97,821,235	9,502,355
純資産	832,072,083	80,827,482
純資産：		
普通株式：		
額面(額面価額0.01ドル、発行済株式数28,688,066株に適用)	286,881	27,868
額面価額を超過する払込資本	256,799,523	24,945,506
未分配投資純利益	838,399	81,442
累積実現利益	155,245,026	15,080,502
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価純利益	418,902,254	40,692,165
純資産	832,072,083	80,827,482
1株当たり純資産額	29.00	2,817円

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク損益計算書(未監査)

科目	自 2007年 7月 1日 至 2007年12月31日	
	ドル	千円
投資収益：		
配当金 (1,676,635ドルの外国源泉徴収税控除後)	8,484,788	824,212
貸付有価証券による収益	632,098	61,402
利息(8,224ドルの外国源泉徴収税控除後)	150,335	14,604
投資収益合計	9,267,221	900,218
費用：		
投資管理報酬	3,912,016	380,013
保管報酬	612,328	59,482
法務報酬	328,093	31,871
取締役への報酬および諸費用	169,924	16,506
株主に対するコミュニケーション費用	145,181	14,103
支払保険料	81,317	7,899
会計代行報酬	54,798	5,323
監査および税務サービス報酬	41,400	4,022
証券代行報酬	8,734	848
その他	29,661	2,881
費用合計	5,383,452	522,949
投資純利益	3,883,769	377,269
実現利益(損失)および未実現利益(損失)の増減：		
実現純利益(損失)の内訳：		
投資有価証券	228,565,113	22,202,815
外貨建取引	(689,282)	(66,957)
未実現評価利益 / 損失の純増減額：		
投資有価証券	(126,241,232)	(12,263,073)
外貨建取引	(24,867)	(2,416)
投資有価証券および外貨建取引による実現純利益および未実現利益の増減	101,609,732	9,870,369
投資運用活動による純資産の正味増加額	105,493,501	10,247,639

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク純資産変動表

科目	自 2007年7月1日 至 2007年12月31日 (未監査)		自 2006年7月1日 至 2007年6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
投資運用活動：				
投資純利益	3,883,769	377,269	9,643,928	936,811
投資有価証券、現物償還、関連会社 への投資および外貨建取引にかか る実現純利益	227,875,831	22,135,858	464,768,036	45,147,567
投資有価証券および外貨建取引の 未実現評価利益/損失の純増減額	(126,266,099)	(12,265,489)	(211,007,677)	(20,497,286)
投資運用活動による純資産の純増 加額	105,493,501	10,247,639	263,404,287	25,587,092
株主に対する配当金および分配の内 訳：				
投資純利益	(4,920,003)	(477,929)	(10,994,589)	(1,068,014)
実現純利益	(424,125,081)	(41,199,510)	(161,812,200)	(15,718,437)
株主に対する配当金および分配合 計	(429,045,084)	(41,677,439)	(172,806,789)	(16,786,451)
資本取引：				
配当金および分配の再投資	122,407,521	11,890,667	-	-
株式買付け価額	-	-	(105,467,939)	(10,245,156)
資本取引からの純増加(減少)額	122,407,521	11,890,667	(105,467,939)	(10,245,156)
純資産の減少合計	(201,144,062)	(19,539,134)	(14,870,441)	(1,444,515)
純資産：				
期首純資産	1,033,216,145	100,366,616	1,048,086,586	101,811,131
期末純資産 (未分配投資純利益それぞれ 838,399ドルおよび1,874,633ドル を含む)	832,072,083	80,827,482	1,033,216,145	100,366,616
その他の情報(単位：株)：				
期首発行済株式数	24,270,617		26,967,347	
配当金および分配の再投資による 株式発行	4,417,449		-	
株式買付け	-		(2,696,730)	
期末発行済株式数	28,688,066		24,270,617	

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記

2007年12月31日(未監査)

1. 組織および重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、修正された1940年の投資会社法の下でメリーランド州法人として設立されたクローズドエンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録されている。

本ファンドは、韓国企業の有価証券(主に持分証券)への投資を通じて長期キャピタル・ゲインを追求している。

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は財務書類の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

通常の業務において、本ファンドは、一般補償条項を含む契約を締結する。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

2006年7月、財務会計基準審議会は、解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を公表した。解釈指針は、本ファンドのようなパス・スルー事業体を含む全事業体について、本ファンドの所得申告(事業体が特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。本ファンドの経営陣は、解釈指針を検討した結果、2007年12月31日現在、本ファンドの財務書類への影響はないと判断した。

2006年9月、財務会計基準審議会は、財務会計基準書(以下「SFAS」という)第157号「公正価値測定」を公表した。SFAS第157号は、公正価値の定義を明確にし、当初の認識後の中間および年次会計期間の資産および負債を測定するために公正価値の使用に関する開示範囲を拡大するよう会社に要求している。SFAS第157号の適用により、測定日の市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却時に受け取る価格、または負債の譲渡時に支払う価格の使用が要求される。SFAS第157号は、2007年11月15日より後に開始する事業年度、および当該事業年度における中間期間に関して発行される財務書類に適用される。現時点において、本ファンドは、今後の適用について判断するために当該基準書を現在の評価方針と比較検討している最中である。

以下は、本ファンドが採用した重要な会計方針の要約である。

(a) 投資有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能なポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、時価で計上される。市場価格が容易に入手可能でない、または有価証券の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある事象が発生する場合、ポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、取締役会、あるいは取締役会が設定した指針に従い自身の裁量による判断を任された者が設定した指針に従って誠実に、公正価値で評価される。本ファンドの投資有価証券は日々評価され、ディーラーの指値により提供される価格、またはかかる有価証券に対するプライマリー・マーケットである取引所における直近の売買価格、あるいは店頭取引がプライマリー・マーケットである当該有価証券または売買取引がない上場有価証券の直近の仲値を用いて評価される純資産額は、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)の取引が行われている日々のNYSEの通常取引終了時(通常東部標準時午後4時)に計算される。韓国の持分証券に関して、本ファンドは、統計調査サービスにより提供されるモデリング・ツールを用いて有価証券を公正価値で毎日評価する。当該サービスは、市場の過去の業績およびその他の経済データ(米国の有価証券の価額または有価証券指数の変動を含む可能性がある)に基づく統計およびプログラムを使用している。本ファンドが韓国の持分証券に適用する公正価値の見積りは、当該証券の売却により実現される価額と異なる可能性がある。満期までの期間が60日以内である短期有価証券は、満期までの当初の期間が60日以内である場合は償却原価法で評価され、満期までの当初の期間が60日を超過する場合は満期の61日前の公正価値と償却価額との差額に償却原価法を適用することにより評価される。本ファンドが有価証券を評価するのに使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なる可能性があり、その差額は財務書類に対して重要となる可能性がある。

(b) 投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、約定日に計上される。受取利息は外国源泉徴収税を控除して発生主義に基づいて計上される。投資有価証券からの実現損益は個別原価主義で計上される。

配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の中間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の公表額は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取る事となる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に適宜計上される。

(c) 連邦法人所得税

本ファンドは、課税対象利益をすべて分配し、規制された投資会社に適用される1986年米国内国歳入法(改正)の条項に従う意向である。従って、米国連邦法人所得税に対する引当金は要求されていない。

現行の米国 韓国間の租税条約(以下「当条約」という)に基づき、韓国政府は、還付不能な源泉徴収税と住民税を配当に対して合計16.5%および韓国の発行体から本ファンドが稼得した利息に対して13.2%の率で課している。当条約に基づき、実現キャピタル・ゲインについては、韓国では源泉徴収税を課さない。

本ファンドには、株式公開買付けおよび2006年9月27日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の現物償還により、有価証券取引税が総額524,495ドル課された(注記1(d)および6を参照のこと)。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された。

(d) 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日まで、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記6を参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。当該放棄が、その他の点では本ファンドの事業に影響を及ぼさない。

現在、韓国の銀行および一部の特殊公益法人ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2007年12月31日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国民銀行など国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または全北銀行など地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。一部の公益法人および電気通信会社に関して、エス・ケイ・テレコムにおける本ファンドの所有株式には、2007年12月31日現在、外国人による保有制限49%が適用されていた。

(e) 配当金および分配

本ファンドは、投資純利益による配当原資および実現キャピタル・ゲイン純額の分配原資がある場合は、通常毎年配当および分配を宣言する。本ファンドは、配当落日に株主への配当金および分配を計上する。投資純利益および実現キャピタル・ゲイン純額による配当金および分配の金額は、連邦法人所得税上の規定に準拠して決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの会計上と所得税上の差異("book-tax" differences)は、一時的または永続的性質のいずれかであると考えられる。これらの差異が永続的な性質である限り、かかる金額は、法人所得税上の会計処理に基づいて資本勘定の科目内で組替えられる。一時的な差異には組替が要求されない。配当金および/または分配が連邦法人所得税上の当期および累積利益を超過する範囲まで、かかる利益は払込剰余金の元本超過部分の配当金および/または分配として計上される。

特定の収益およびキャピタル・ゲインからの分配についての時期および性質は、毎年、連邦税上の諸規則に基づいて決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの相違は、主に、消極的外国投資会社、外貨建有価証券および損失を伴ない売却される一部の有価証券に対する投資に関するものである。その結果、会計期間における投資有価証券取引についての投資純利益(損失)および実現純利益(損失)と当該期間における分配金額との間に重要な差異が生じる。従って、本ファンドは純資産額に影響を与えることなく、定期的に資本勘定の科目の一部組替を行うこととなる。

(f) 外貨換算

本ファンドの会計記録は、以下のとおり米ドルで記録されている。(1)投資有価証券の外貨建の時価ならびに外貨建のその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して換算されている。(2)購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで換算されている。その結果生じる為替差損益純額は、損益計算書に含まれている。

本ファンドは通常、有価証券の時価の変動により生じた経営成績のぶれから為替変動の結果生じた経営成績のぶれを切り離していない。従って、かかる為替差損益は、投資有価証券に係る実現および未実現損益純額に含まれている。しかしながら、本ファンドは、米国連邦法人所得税上の諸規則に従って、外貨建債務の売却または満期時の損益を算定する場合に為替変動の影響を切り離している。かかる金額は、財務報告および法人所得税上の報告目的で為替差損益として分類される。

2007年12月31日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=936.05ウォンであった。

(g) 貸付有価証券

本ファンドは、有価証券の貸付に従事している。貸付は、常に少なくとも貸付有価証券の時価と同等の価値を有する担保により保証されている。貸付期間において、本ファンドは、借り手からの手数料を受け取るおよび/または現金担保の投資に係る利息を稼得する間、引き続き貸付有価証券に係る配当金または同等の金額を受け取る。貸付有価証券による収益は、損益計算書にそのように開示されている。借り手に支払われる交渉によるリベートおよび取引費用控除後の現金担保の投資による収益は、本ファンドと仲介業者の間で配分される。貸付有価証券に対して受け取った現金担保は投資有価証券明細表において識別される有価証券に投資されており、対応する負債は貸借対照表において認識される。貸付は、本ファンド又は借り手の意思により終了される。

貸付の終了時に、借り手は、貸付有価証券と同一の有価証券を貸し手に戻す。本ファンドは、有価証券の貸付に関して、合理的な仲介手数料、一般管理手数料および保管手数料を支払う可能性があり、また担保に関して稼得した利息を借り手と分配する可能性がある。本ファンドは、有価証券の借り手が財政上破綻した場合、貸付有価証券の回収の遅延または権利喪失のリスクにさらされている。本ファンドはまた、現金担保で購入した有価証券の価値が低下した場合の損失のリスクにさらされている。

(h) リスクの集中

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

2 投資運用会社 / 副顧問会社 / 副管理会社

本ファンドは、RCM キャピタル・マネジメントLLC(以下「投資運用会社」という)との、投資運用契約(以下「契約」という)を締結した。取締役会の監視のもとで、投資運用会社は、直接または選任された他者を通じての運用、本ファンドの投資活動、企業事象、およびその他の管理状況に対して責任を有する。当該契約に従い、投資運用会社は、以下の年率で毎月支払われる年間手数料を受け取る。本ファンドの2億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.75% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して0.725% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.70% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.675% 10億ドルを超える本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.65%。2007年12月31日に終了した6ヶ月間において、本ファンドは、本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.71%の実効利率による投資運用報酬を支払った。

投資運用会社は、本ファンドの投資を管理し、本ファンドに対する管理サービスを提供するために、それぞれ関連会社であるRCM アジア・パシフィック・リミテッド(以下「副顧問会社」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「副管理会社」という)を保有している。本ファンドではなく投資運用会社が、受取手数料の一部をサービスの対価として副顧問会社および副管理会社に支払う。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、上場保険金融サービス会社であるアリアンツSEの完全所有間接子会社である。

3 有価証券投資

2007年12月31日に終了した6ヶ月間において、投資有価証券(短期投資を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ189,106,161ドルおよび473,999,706ドルであった。

4 法人所得税情報

ポートフォリオ証券482,252,248ドルの原価基準は、連邦法人所得税および財務報告目的上、実質的に同じである。時価が税務上の原価を上回っている有価証券の未実現評価総利益は、435,020,870ドルである。税務上の原価が時価を上回っている有価証券の未実現評価総損失は、16,075,638ドルである。連邦法人所得税課税上の未実現評価純利益は、418,945,232ドルである。

5 株式の買戻し

取締役会は、本ファンドの株式が1株当たり純資産額に対しディスカウントされて取引される場合、本ファンドが公開市場において定期的に株式の買戻しを行うことを承認している。取締役会による定期的な見直しにより、買戻しは、本ファンドの投資運用会社が本ファンドの目標が達成されると考える時期および金額で行われる可能性がある。取締役会は、本ファンドの2007年10月24日付の定例取締役会で株式買戻しプログラムを修正した。この新しい株式買戻しプログラムに従い、本ファンドの投資運用会社および副顧問会社は、ファンドの割引を毎週監視し、20営業日における本ファンドの日次平均割引率が取締役会によって適時決定される一定の基準値を超えた場合、買戻し委員会による会議が開催される。買戻し委員会は、3人の独立した取締役である本ファンドの社長、財務役、財務役補佐ならびに秘書役および副管理会社のクローズドエンド型ファンドの取締役で構成されている。同会議開催以降、買戻し委員会は株式の買戻しを実施するかどうかの決定について責任を負う。本ファンドは、2007年12月31日に終了した6ヶ月間または2007年6月30日に終了した事業年度において株式の買戻しを行わなかった。

6 株式公開買付け

2006年9月29日に、本ファンドはオファー期日の翌日の2006年10月30日の1株当たり純資産額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済株式の約10%である普通株式2,696,734株までの株式公開買付けを開始した。このオファーにより株式の交換を行う株主は、本ファンドのポートフォリオの比例持分を受領することとなる。買付けられた株式は2,696,730株で、その価額は105,467,939ドルであった。

7 ファンドの所有者

2007年12月31日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCは、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCが行った規制当局への報告によれば、本ファンドの発行済株式約15%を所有していた。

8 訴訟手続き

この開示は、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員に関連している。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、以下に記載されている事象が本ファンドまたは本ファンドに関連する各投資顧問活動を行う能力に重大な悪影響を及ぼす可能性はないと考えている。

2004年6月および9月に、副管理会社、一部の関連会社（アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ディストリビューターズLLC、PEAキャピタルLLCおよびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカを含む）は、副管理会社が投資顧問である一部のオープンエンド型ファンドに関して、連邦および州証券法の違反を主張する証券取引委員会（以下「当委員会」という）、ニュージャージー州司法長官およびカリフォルニア州司法長官が提起した申立てを承認または棄却することなく、和解することに合意した。2件の和解は、PEAキャピタルLLCが以前副顧問をしていた一部のオープンエンド型ファンドにおける「マーケット・タイミング」契約に関するものであった。副管理会社およびその関連会社は、訴訟を和解するために合計68百万ドルを支払うことに合意した。金銭上の支払いに加えて、和解当事者は、マーケット・タイミングに関連した一定のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび開示の修正を行うことに合意し、差止命令および問責決議に同意した。この和解は、本ファンドに関して不適切な活動が行われたことを裏付けるものではない。

2004年2月より、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員は、上述の制度上の和解において争点となった行為と同じまたは同様のことが行われたとされる「マーケット・タイミング」および「収益分配/シェルフ・スペース/指定委託」に関する多数の係属中の訴訟において被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州米国地方裁判所の広域訴訟手続きにまとめられている。これらの事項に関する潜在的な決議は、副管理会社または関連会社に対する損害賠償請求に対する判決または和解、あるいは関連する差止命令に含まれる可能性があるが、制限されるものではない。

上記の内容は、財務書類日現在のものである。

9 後発事象：株式の15%に関する現物株式公開買付け

2008年1月14日に、本ファンドの取締役会は、本ファンドが現物株式公開買付けを開始すると公表した。これは、オファーの期日の翌日現在、発行済株式の15%を本ファンドの純資産額の98%に等しい1株当たり純資産額で購入するものである。株式公開買付けは、2008年度第1四半期に開始する予定であり、必要な規制当局の承認を得ることが条件となっている。

ザ・コリア・ファンド・インク財務ハイライト

各期間を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

	(単位：ドル)					
	6月30日に終了した事業年度					
	2007年12月31 日に終了した 6ヶ月間 (未監査)	2007年	2006年	2005年	2004年	2003年
期首純資産額	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62	20.20
投資運用活動：						
投資純利益(1)	0.15	0.38	0.33	0.40	0.20	0.17
投資有価証券、現物償還、関連会社への投資 および外貨建取引に係る実現純利益(損失) および未実現利益(損失)の増減額	4.15	10.36	9.89	7.80	3.90	(1.90)
投資運用活動からの利益(損失)合計	4.30	10.74	10.22	8.20	4.10	(1.73)
株主に対する配当金および分配の内訳：						
投資純利益	(0.17)	(0.45)	(0.50)	(0.45)	(0.30)	(0.18)
実現純利益	(17.24)	(6.67)	(0.35)	(0.20)		(0.67)
株主に対する配当金および分配合計	(17.41)	(7.12)	(0.85)	(0.65)	(0.30)	(0.85)
資本取引：						
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式 分配再投資による純資産額の増加(減少)	(0.46)	0.08	0.40		0.13	0.00 †
期末純資産額	29.00	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62
期末時価	26.51	39.59	36.33	27.35	18.85	14.99
総投資利益率データ：(2)						
純資産額	8.94%	31.08%	36.50%	38.43%	24.07%	(8.34)%
時価	12.13%	32.39%	35.72%	49.06%	27.66%	(4.29)%
比率/補足データ：						
期末純資産(単位：千ドル)	832,072	1,033,216	1,048,087	1,300,842	963,133	878,642
平均純資産に対する費用比率	0.97%*	0.96%	0.89%	1.13%	1.27%	1.26%
平均純資産に対する投資純利益比率	0.70%*	0.99%	0.90%	1.58%	0.94%	0.99%
ポートフォリオ回転率	18%	50%	9%	10%	20%	7%
† 1株当たり0.005ドル未満。 * 年次ベースに調整されている。 (1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。 (2) 総投資利益率データは、特定期間の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この計算では、全ての受取配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総投資利益率データは、ブローカーの手数料を反映していない。1年未満の総投資利益率データは、年次ベースに調整されていない。						

[前へ](#) [次へ](#)

c) 2008年度の財務書類

ザ・コリア・ファンド・インク貸借対照表

科目	2008年6月30日現在	
	ドル	千円
資産：		
投資有価証券、時価、貸付有価証券107,337,144ドル(取得原価460,238,751ドルを含む)	628,127,420	61,016,298
現金(取得原価43,390,151ドル、時価ベースで43,384,272ドルの外貨を含む)	44,343,625	4,307,540
投資有価証券売却に伴う未収金	758,280	73,659
未収配当金	281,457	27,341
貸付有価証券未収利息(純額)	140,895	13,687
前払費用	167,678	16,288
資産合計	673,819,355	65,454,812
負債：		
貸付有価証券の担保に伴う未払金	107,337,144	10,426,730
投資有価証券購入に伴う未払金	11,669,361	1,133,562
未払投資運用報酬	379,845	36,898
未払費用	526,175	51,113
負債合計	119,912,525	11,648,303
純資産	553,906,830	53,806,509
純資産：		
普通株式：		
額面(額面価額0.01ドル、発行済株式数24,384,856株に適用)	243,849	23,687
額面価額を超過する払込資本	167,948,544	16,314,522
投資純利益を超過する配当金	(5,128,228)	(498,156)
投資有価証券による累積実現純利益	222,949,806	21,657,344
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価純利益	167,892,859	16,309,112
純資産	553,906,830	53,806,509
1株当たり純資産	22.72	2,207円

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク損益計算書

科目	自 2007年 7月 1日 至 2008年 6月 30日	
	ドル	千円
投資収益：		
配当金 (2,068,037ドルの外国源泉徴収税控除後)	10,465,292	1,016,598
貸付有価証券による収益	1,575,868	153,080
利息(23,275ドルの外国源泉徴収税控除後)	297,880	28,936
投資収益合計	12,339,040	1,198,614
費用：		
投資管理報酬	6,419,799	623,619
保管報酬	1,061,886	103,152
法務報酬	968,001	94,032
取締役への報酬および諸費用	338,001	32,833
株主に対するコミュニケーション費用	236,607	22,984
監査および税務サービス報酬	180,350	17,519
支払保険料	150,137	14,584
会計報酬	99,999	9,714
証券代行報酬	20,900	2,030
ニューヨーク証券取引所上場手数料	17,108	1,662
その他	44,000	4,274
費用合計	9,536,788	926,404
投資純利益	2,802,252	272,211
実現利益(損失)および未実現利益(損失)の増減：		
実現純利益(損失)の内訳：		
投資有価証券	295,116,189	28,667,587
現物償還	20,529,685	1,994,254
外貨建取引	(5,042,022)	(489,782)
未実現評価利益 / 損失の純増減額：		
投資有価証券	(377,297,795)	(36,650,708)
外貨建取引	22,301	2,166
投資有価証券、現物償還および外貨建取引による実現純損益および未 実現利益 / 損失の増減	(66,671,642)	(6,476,483)
投資運用活動による純資産の正味減少額	(63,869,390)	(6,204,273)

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク純資産変動表

科目	自 2007年 7月 1日 至 2008年 6月30日		自 2006年 7月 1日 至 2007年 6月30日	
	ドル	千円	ドル	千円
投資運用活動：				
投資純利益	2,802,252	272,211	9,643,928	936,811
投資有価証券、現物償還、関連当事者への投資および外貨建取引からの実現純利益	310,603,852	30,172,058	464,768,036	45,147,567
投資有価証券および外貨建取引の未実現評価利益 / 損失の正味増減額	(377,275,494)	(36,648,541)	(211,007,677)	(20,497,286)
投資運用活動による純資産の正味増加(減少)額	(63,869,390)	(6,204,273)	263,404,287	25,587,092
株主に対する配当金および分配の内訳：				
投資純利益	(4,920,003)	(477,929)	(10,994,589)	(1,068,014)
実現純利益	(424,125,081)	(41,199,510)	(161,812,200)	(15,718,437)
株主に対する配当金および分配合計	(429,045,084)	(41,677,439)	(172,806,789)	(16,786,451)
資本取引：				
配当金および分配の再投資	122,407,521	11,890,667		
株式買付け価額	(108,802,362)	(10,569,061)	(105,467,939)	(10,245,156)
資本取引による正味増加(減少)額	13,605,159	1,321,605	(105,467,939)	(10,245,156)
純資産の減少合計	(479,309,315)	(46,560,107)	(14,870,441)	(1,444,515)
純資産：				
期首純資産	1,033,216,145	100,366,616	1,048,086,586	101,811,131
期末純資産 ((投資純利益を超過する配当金)、未分配投資純利益配当金、それぞれ(5,128,228)ドルおよび1,874,633ドルを含む)	553,906,830	53,806,509	1,033,216,145	100,366,616
その他の情報(単位：株)：				
期首発行済株式数	24,270,617		26,967,347	
配当金および分配の再投資による発行済株式数	4,417,449			
株式買付け	(4,303,210)		(2,696,730)	
期末発行済株式数	24,384,856		24,270,617	

財務書類に対する注記を参照のこと。

ザ・コリア・ファンド・インク財務書類に対する注記

2008年6月30日

1. 組織および重要な会計方針

ザ・コリア・ファンド・インク(以下「本ファンド」という)は、1940年の投資会社法(改正)(以下「1940年会社法」という)の下、クローズド・エンド型かつ非分散投資型の投資運用会社として登録され、メリーランド州法人として組織されている。

本ファンドは、韓国企業の有価証券(主に持分証券)への投資を通じて長期キャピタル・ゲインを追求している。

米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類の作成にあたり、経営陣は財務書類の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことが要求されている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

通常の業務において、本ファンドは、一般補償条項を含む契約を締結する。当該契約に基づく本ファンドの最大エクスポージャーについては、本ファンドに対してまだ行われていないが将来行われる可能性のある請求に関連しているため、不明である。しかしながら、本ファンドは、損失のリスクが殆どないと予想している。

2006年7月、財務会計基準審議会は、解釈指針第48号「法人所得税の不確実性の会計処理 - FASB基準書第109号の解釈指針」(以下「解釈指針」という)を発行した。解釈指針は、本ファンドのようなパス・スルー事業体を含む全事業体について、本ファンドの所得申告(事業体が特定区域で課税対象かどうかも含め)における税務上の恩恵を財務書類上で認識するにあたっての最低基準を確立し、税金開示の一定拡大を要求する。本ファンドは、2007年7月1日に当該解釈指針の条項を適用した。本ファンドの経営陣は解釈指針の評価を行い、2008年6月30日現在の本ファンドの財務書類において重要な影響はないと結論付けた。

2006年9月、財務会計基準審議会は、財務会計基準書(以下「SFAS」という)第157号「公正価値測定」を公表した。SFAS第157号は、公正価値の定義を明確にし、当初の認識後の中間および年次会計期間の資産および負債を測定するために公正価値の使用に関する開示範囲を拡大するよう会社に要求している。SFAS第157号の適用により、測定日の市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却時に受け取る価格、または負債の譲渡時に支払う価格の使用が要求される。SFAS第157号は、2007年11月15日より後に開始する事業年度、および当該事業年度における中間期間に関して発行される財務書類に適用される。本ファンドの経営陣は、SFAS第157号の今後の適用について判断するため、現在の評価方針と比較検討している最中である。

2008年3月、財務会計基準審議会は、SFAS第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示」(以下「SFAS第161号」という)を公表した。SFAS第161号は、2008年11月15日より後に開始する事業年度および中間期間より適用される。SFAS第161号は、本ファンドのデリバティブおよびヘッジ活動に関するより一層の開示を要求している。本ファンドの経営陣は現在、本ファンドの財務書類開示におけるSFAS第161号の適用による影響を評価中である。

以下は、本ファンドが採用した重要な会計方針の要約である。

(a) 投資有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能なポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、時価で計上される。市場価格が容易に入手可能でない、またはその価値に重大な影響を及ぼす可能性がある事象が発生する場合、ポートフォリオ証券およびその他の金融商品は、取締役会または取締役会が指示した者により、取締役会が設定した指針に従って公正に、公正価値で評価される。本ファンドの投資有価証券は日次で評価されており、純資産価額はディーラーの指値により提供される価格、またはかかる有価証券に対するプライマリー・マーケットである取引所における直近の売買価格、あるいは店頭市場がプライマリー・マーケットである当該有価証券または売買取引がない上場有価証券の直近の仲値を用いて、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という)の取引が行われている各日のNYSEの通常取引終了時(通常東部標準時午後4時)に算出される。韓国の持分証券に関して、本ファンドは、統計調査サービスにより提供されるモデリング・ツールを用いて有価証券を公正価値で評価する。このサービスは、市場に関する過去の実績およびその他の経済データ(米国の有価証券または有価証券指数の価値の変動が含まれる可能性がある)に基づく統計およびプログラムを使用している。満期までの期間が60日以内である短期有価証券は、満期までの当初の期間が60日以内である場合は償却原価法で評価され、満期までの当初の期間が60日を超過する場合は満期の61日前の公正価値と償却価額との差額に償却原価法を適用することにより評価される。本ファンドが有価証券を評価するのに使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現される価格と異なる可能性があり、その差額は財務書類に対して重要となる可能性がある。

(b) 投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、約定日に計上される。受取利息は外国源泉徴収税を控除して発生主義に基づいて計上される。投資取引による実現損益は個別原価主義で計上される。

配当収益は外国源泉徴収税控除後の金額で配当落日に計上される。韓国に所在する会社は一般的に会計年度として暦年を採用しており、会社の中間および年次コーポレート・アクションは、通常、暦年の第1および第3四半期における取締役会および株主総会で承認、確定および公表される。通常、配当の見積りは経営陣によって、主として前事業年度の12月および/または6月末における配当落日に行われる。これらの配当の発表は、ファンドにより配当落日に計上される。また、韓国企業によるその後の調整は、公表された時点で計上される。現在、本ファンドは韓国株式投資からの配当収益を、主に毎年暦年の第4四半期に稼得しており、また主に毎年暦年の第1四半期に受け取ることとなる。韓国の有価証券からのその他の配当金の一部および関連の源泉徴収税は、適用可能な場合、本ファンドに当該配当金および税金に関する情報が通知され次第、配当落日後に計上される。

(c) 連邦法人所得税

本ファンドは、課税対象利益をすべて分配し、規制された投資会社に適用される1986年米国内国歳入法(改正)の条項に従う意向である。従って、米国連邦法人所得税に対する引当金は要求されていない。

2008年4月22日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の株式公開買付けおよび現物償還に関連して、本ファンドに491,733ドルの有価証券取引税が課された。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された(注記1(d)および6を参照のこと。)

2006年10月30日に発生した本ファンド所有の韓国の有価証券の株式公開買付けおよび現物償還に関連して、本ファンドに524,495ドルの有価証券取引税が課された。この税金および関連の手数料50,000ドルは、投資による実現純損益に計上された(注記1(d)および6を参照のこと)。

(d) 韓国における外国人による投資および為替規制

外国為替取引法、この法令に関連する大統領命令および財政経済相規則は、一般に韓国における外国人投資家に影響を与えるような制限と規制を課している。2005年8月18日まで、本ファンドは、財政経済相よりライセンスを取得しており、韓国の有価証券に投資すること、また、韓国の有価証券に投資して得た配当および利息収益ならびに実現キャピタル・ゲインの純額を本国へ送金すること、さらに、本ファンドの純資産価額(時価)の10%までの(本ファンドの終了時、あるいは利益を超過する費用を計上した場合はこの制限対象とならない)投資元本を本国へ送金することを認可されている。外国為替取引法に基づいて、財政経済相は、国外もしくは国内の経済事情が急激に変化し、緊急の手段が必要と思われる場合には、事前にその範囲と期間を公表した上で、すべてまたは一部の外国為替取引を一時停止させる権限を持っている。仮に、そのような緊急事態があった場合、本ファンドは外国為替取引に必要な政府の認可の遅延または却下で不利な影響を受ける可能性もある。

しかしながら、株式公開買付け(注記6を参照のこと)を終了するために、本ファンドは2005年8月19日より韓国財政経済相からのライセンスを放棄した。本ファンドは、本ファンドがファンド資本の10%超を送金できるように本ファンドのライセンスが修正される実現可能性に関して、韓国財政経済相と交渉を行った。しかしながら、財政経済相は、韓国の規則における変更の結果、当該ライセンスを修正することができない旨を本ファンドに報告した。当該ライセンスの放棄の結果、本ファンドには、韓国証券取引所で本ファンドが譲渡したポートフォリオ証券の公正価値の0.3%および韓国証券取引所以外で譲渡されたポートフォリオ証券の公正価値の0.5%に相当する韓国有価証券取引税が課せられる。本ファンドは、当該放棄がその他の点では本ファンドの事業に影響を及ぼさないと予想している。

現在、韓国の銀行および一部の特殊公益法人ならびに韓国証券取引所に上場されている電気通信会社の持分証券に対する投資に関して様々な制限が適用されている。2008年6月30日現在、本ファンドおよびその関連会社は、国民銀行など国立銀行の発行済議決権株式の10%超、または全北銀行など地方銀行の発行済議決権株式の15%超の実質的所有権を取得する前に財政監督委員会(以下「FSC」という)の承認を得ることが要求され、特定の所有比率を超過する前にFSCの追加承認を得ることが要求されている。エス・ケイ・テレコム・における本ファンドの所有株式には、2008年6月30日現在、外国人による保有制限49%が適用されていた。

(e) 配当金および分配

本ファンドは、投資純利益による配当原資および実現キャピタル・ゲイン純額の分配原資がある場合は、通常毎年配当および分配を宣言する。本ファンドは、配当落日に株主への配当金および分配を計上する。投資純利益および実現キャピタル・ゲイン純額による配当金および分配の金額は、連邦法人所得税上の規定に準拠して決定されるため、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則との相違が生じる。これらの会計上と所得税上の差異("book-tax" differences)は、一時的または永続的性質のいずれかであると考えられる。これらの差異が永続的な性質である限り、かかる金額は、法人所得税上の会計処理に基づいて資本勘定の科目内で組替えられる。一時的な差異には組替が要求されない。配当金および/または分配が連邦法人所得税上の当期および累積利益を超過する範囲まで、かかる利益は払込剰余金の元本超過部分の配当金および/または分配として計上される。

(f) 外貨換算

本ファンドの会計記録は、以下のとおり米ドルで記録されている。(1)投資有価証券の外貨建の時価ならびに外貨建のその他の資産および負債は期末の為替レートを適用して換算されている。(2)購入および売却、収益および費用は、各取引日の為替レートで換算されている。その結果生じる為替差損益純額は、損益計算書に含まれている。

本ファンドは通常、有価証券の時価の変動により生じた経営成績のぶれから為替変動の結果生じた経営成績のぶれを切り離していない。従って、かかる為替差損益は、投資有価証券に係る実現および未実現損益純額に含まれている。しかしながら、本ファンドは、米国連邦法人所得税上の諸規則に従って、外貨建債務の売却または満期時の損益を算定する場合に為替変動の影響を切り離している。かかる金額は、財務報告および法人所得税上の報告目的で為替差損益として分類される。

2008年6月30日現在、韓国ウォンの為替レートは1ドル=1,046.05ウォンであった。

(g) 貸付有価証券

本ファンドは、有価証券の貸付に従事している。貸付は、常に少なくとも貸付有価証券の時価と同等の価値を有する担保により保証されている。貸付期間において、本ファンドは、借り手からの手数料を受け取るおよび/または現金担保の投資に係る利息を稼得する間、引き続き貸付有価証券に係る配当金または同等の金額を受け取る。貸付有価証券による収益は、損益計算書にそのように開示されている。借り手に支払われる交渉によるリベートおよび取引費用控除後の現金担保の投資による収益は、本ファンドと仲介業者の間で配分される。貸付有価証券に対して受け取った現金担保は投資有価証券明細表において識別される有価証券に投資されており、対応する負債は貸借対照表において認識される。貸付は、本ファンド又は借り手の意思により終了される。

貸付の終了時に、借り手は、貸付有価証券と同一の有価証券を貸し手に戻す。本ファンドは、有価証券の貸付に関して、合理的な仲介手数料、一般管理手数料および保管手数料を支払う可能性があり、また担保に関して稼得した利息を借り手と分配する可能性がある。本ファンドは、有価証券の借り手が財政上破綻した場合、貸付有価証券の回収の遅延または権利喪失のリスクにさらされている。本ファンドはまた、現金担保で購入した有価証券の価値が低下した場合の損失のリスクにさらされている。

(h) リスクの集中

韓国市場に対する投資は、対米国市場とは異なり、特定のリスクおよび対価を伴う。これらのリスクには、通貨切り上げ、高インフレーション、韓国の課税方針、利益および資本の本国への送金に対する規制、企業の倒産および将来における政治、社会および経済状況の悪化等の要因がある。さらに、韓国市場における上場株式は、米国市場における上場株式と比べ、流動性が低く、政府による保有制限があり、また、売買決済が遅く、その価格変動は不安定である。

2 投資運用会社 / 副顧問会社 / 副管理会社

本ファンドは、RCM キャピタル・マネジメントLLC(以下「投資運用会社」という)との間に、投資運用契約(以下「契約」という)を締結した。取締役会の監視のもとで、投資運用会社は、直接または選任された他者を通じての運用、本ファンドの投資活動、企業事象、およびその他の管理状況に対して責任を有する。当該契約に従い、投資運用会社は、以下の年率で毎月支払われる年間手数料を受け取る。本ファンドの2億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.75% 2億5,000万ドル超5億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して0.725% 5億ドル超7億5,000万ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.70% 7億5,000万ドル超10億ドルまでの日々の平均純資産価額に対して年率0.675% 10億ドルを超える本ファンドの日々の平均純資産価額に対して年率0.65%。2008年6月30日に終了した事業年度において、本ファンドは、本ファンドの日々の平均純資産価額の実質年率0.72%で投資運用報酬を支払った。

投資運用会社は、本ファンドの投資を管理し、本ファンドに対する管理サービスを提供するために、それぞれ関連会社であるRCMアジア・パシフィック・リミテッド(以下「副顧問会社」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC(以下「副管理会社」という)を保有している。本ファンドではなく投資運用会社が、受取手数料の一部をサービスの対価として副顧問会社および副管理会社に支払う。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、上場保険金融サービス会社であるアリアンツSEの完全所有間接子会社である。

3 有価証券投資

2008年6月30日に終了した事業年度において、投資有価証券(短期投資を除く)の購入および売却の総額は、それぞれ325,599,388ドルおよび776,429,872ドルであった。

4 法人所得税情報

配当金および分配支払額の税務上の性質は以下のとおりであった。

(単位：ドル)

	6月30日に終了した事業年度	
	2008年	2007年
経常利益	18,541,732	11,164,483
長期キャピタル・ゲイン	410,503,352	161,642,306

2008年6月30日現在、分配可能利益の税務上の性質の内訳は、経常利益18,782,718ドルおよび長期キャピタル・ゲイン208,869,974ドルであった。

米国財務省規則に従い、本ファンドは、2007年10月31日より後に生じた実現外貨損失5,627,041ドルおよびパッシブ型外国投資会社(PFICs)への投資による損失1,743,169ドルを繰延べる選択を行なった。当該損失は2008年7月1日に発生するものとして処理されている。

2008年6月30日に終了した事業年度において、永続的な会計上と所得税上の差異は主に、外貨建および現物償還取引ならびに株式公開買付費用によるものであった。これらの調整は、投資純利益を超過する配当金を4,885,110ドル増加、投資に係る累積実現純利益を15,023,241ドル減少、および払込剰余金を19,908,351ドル増加するものであった。

連邦法人所得税課税上のポートフォリオ証券の原価基準は462,699,655ドルであった。時価が税務上の原価を上回っている有価証券の未実現評価総利益は、211,037,632ドルである。税務上の原価が時価を上回っている有価証券の未実現評価総損失は、45,609,867ドルである。連邦法人所得税課税上の未実現評価純利益は、165,427,765ドルである。会計上および所得税上の利益/損失は、売却株式の同時売買(ウォッシュ・セールス)に起因している。

5 株式の買戻し

取締役会は、本ファンドの株式が1株当たり純資産に対しディスカウントされて取引される場合、本ファンドが公開市場において定期的に株式の買戻しを行うことを承認している。取締役会による定期的な見直しにより、買戻しは、本ファンドの投資運用会社が本ファンドの目標が達成され则认为る時期および金額で行われる可能性がある。2007年10月24日の本ファンドの取締役会議において、取締役会は株式買戻しプログラムを改正した。新株式買戻しプログラムの下、本ファンドの投資運用会社および副顧問会社は本ファンドのディスカウントを毎週監視しており、前20営業日間における本ファンドの1日当たりの平均ディスカウントが、取締役会が適宜決定する一定の水準を上回る場合、買戻し委員会の会議が召集される。買戻し委員会は3名の社外取締役、本ファンドの社長、財務部長、副財務部長、ならびに副管理会社所有のクローズド・エンド型ファンドのセクレタリーおよび取締役から構成されている。一旦召集された場合、買戻し委員会は、株式の買戻しを実施すべきか否かの決定に責任を負う。本ファンドは2008年6月30日および2007年6月30日に終了した事業年度において、当該プログラムに基づく株式の買戻しを実施しなかった。

6 株式公開買付け

本ファンドは2008年3月20日に、買付け期日の翌営業日である2008年4月22日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券(および端株相当金額)と引き換えに、発行済株式の約15%である普通株式4,303,210株までの株式公開買付けを開始した。この買付けによる株式交換を行った株主は、本ファンドの株式保有高(および端株相当金額)の比例持分を受領した。買付け株式は4,303,210株で、その価格は108,802,362ドルであった。

本ファンドは2006年9月29日に、買付け期日の翌営業日である2006年10月30日の1株当たり純資産価額の98%に相当する1株当たりの価格で、本ファンドの韓国ポートフォリオ証券と引き換えに、発行済株式の約10%である普通株式2,696,734株までの株式公開買付けを開始した。この買付けによる株式交換を行った株主は、比例持分の本ファンドのポートフォリオを受領した。買付け株式は2,696,730株で、その価格は105,467,939ドルであった。

7 ファンドの所有者

2008年6月30日現在、シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLCは、本ファンドの発行済株式約6%を所有していた。

8 訴訟手続き

この開示は、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員に関連している。投資運用会社、副顧問会社および副管理会社は、以下に記載されている事象が本ファンドまたは本ファンドに関連する各投資顧問活動を行う能力に重大な悪影響を及ぼす可能性はないと考えている。

2004年6月および9月に、副管理会社、一部の関連会社(アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ディストリビューターズLLC、PEAキャピタルLLC(以下「PEA」という)およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・オブ・アメリカ L.P.を含む)は、副管理会社が投資顧問である一部のオープン・エンド型ファンドが連邦および州証券法に違反しているとの証券取引委員会およびニュージャージー州司法長官による申立てを承認または棄却することなく、和解することに合意した。この和解は、PEAが以前副顧問をしていた一部のオープン・エンド型ファンドの「マーケット・タイミング」契約に関する申立てに係るものである。副管理会社およびその関連会社は、訴訟を和解するために合計68百万ドルを支払うことに合意した。金銭の支払いに加えて、和解当事者は、マーケット・タイミングに関して、特定のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび開示の改正を行うことに合意し、差止命令および問責決議に同意した。これらの事象の後に、PEAキャピタルLLCは登録抹消し、解散した。この和解は、本ファンドに関して不適切な活動が行われたことを裏付けるものではない。

2004年2月より、副管理会社、一部の関連会社およびその従業員は、上述の制度上の和解において争点となった行為と同じまたは同様のことが行われたとされる「マーケット・タイミング」に関する多数の係属中の訴訟において被告となっている。マーケット・タイミング訴訟はメリーランド州米国地方裁判所の広域訴訟手続きにまとめられている。これらの事項に関する潜在的な決議は、副管理会社または関連会社に対する損害賠償請求に対する判決または和解、あるいは関連する差止命令に含まれる可能性があるが、制限されるものではない。

上記の内容は、財務書類日現在のものである。

ザ・コリア・ファンド・インク財務ハイライト

各年度を通じて発行済の株式1株当たりの情報：

(単位：ドル)					
6月30日に終了した事業年度					
	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
期首純資産	42.57	38.87	29.10	21.55	17.62
投資活動：					
投資純利益(1)	0.11	0.38	0.33	0.40	0.20
投資有価証券、現物償還、関連会社および外貨建取引への投資による実現利益および未実現純利益/損失の増減	(2.18)	10.36	9.89	7.80	3.90
投資活動からの利益(損失)合計	(2.07)	10.74	10.22	8.20	4.10
株主への配当金および分配の内訳：					
投資純利益	(0.17)	(0.45)	(0.50)	(0.45)	(0.30)
実現純利益	(17.24)	(6.67)	(0.35)	(0.20)	
株主への配当金および分配合計	(17.41)	(7.12)	(0.85)	(0.65)	(0.30)
資本取引：					
株式買戻し、株式買付けおよび時価での株式分配再投資による純資産の増加(希薄化)	(0.37)	0.08	0.40		0.13
期末純資産	22.72	42.57	38.87	29.10	21.55
期末時価	21.37	39.59	36.33	27.35	18.85
総投資利益率データ：(2)					
純資産	(14.69)%	31.08%	36.50%	38.43%	24.07%
時価	(9.61)%	32.39%	35.72%	49.06%	27.66%
比率/補足データ：					
期末純資産(単位：千ドル)	553,907	1,033,216	1,048,087	1,300,842	963,133
平均純資産に対する費用比率	1.06%	0.96%	0.89%	1.13%	1.27%
平均純資産に対する投資純利益(損失)比率	0.31%	0.99%	0.90%	1.58%	0.94%
ポートフォリオ回転率	38%	50%	9%	10%	20%
<p>(1) 平均発行済株式数に基づいて算定されている。</p> <p>(2) 総投資利益率データは、特定年度の期首の本ファンドの投資有価証券の価値を期末の価値から差し引き、残りを期首の投資有価証券の価値で割り、その結果を百分率で表示して算定されている。この算定は、すべての配当金およびキャピタル・ゲインの分配が再投資されたと仮定している。総利益率データは、ファンド株式の購入または売却に関連するブローカーの手数料を反映していない。</p>					

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 決算日後の状況

2008年12月22日、本ファンドは90.30ドルのキャピタル・ゲインの分配を行うことを決定した。この分配は、現金による分配の受領を選択した場合を除き、2009年1月26日（以下「価格設定日」という）における本ファンドの1株当たり市場価格に基づいて、本ファンドの新規発行株式により分配することとされた。分配される現金合計額は、分配合計のドル総額の20%まで（端株相当額の現金支払を除く）に制限された。2009年1月29日（「支払日」）、本ファンドは価格設定日における市場価格21.99ドルに基づき8,007,555株を発行した。

(2) 訴訟

以下の開示事項は、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ファンド・マネジメントLLC（以下「AGIFM」という。）並びにその一定の関連会社及び従業員に関するものである。下記の事柄は、AGIFMを副管理人に任命する以前に発生した。投資運用会社、副顧問及びAGIFMは、これらの事項が本ファンドに対して、又は本ファンドに関する投資顧問活動及び管理業務を行うそれぞれの能力に対して、重大な悪影響を与える可能性は低いと考えている。

米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）は、AGIFMから投資顧問サービスを受けている一定のオープンエンド型投資信託の株式の売買に関係する、「マーケット・タイミング」であると主張された取決めに関連して、連邦証券法のさまざまな不正防止規定違反が生じていると主張していたが、2004年9月にAGIFM及びその一定の関連会社は、当該主張に関する規制措置についてSECと和解した。AGIFM及びその一定の関連会社は、同じ係争物に関して、2004年6月にはニュージャージー州司法長官と和解に達し、マーケット・タイミングに関する主張の和解金として、SEC及びニュージャージー州に合計68百万ドルの支払いを行った。このような金銭の支払いに加え、和解に応じた当事者らは、マーケット・タイミングに関して、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、コンプライアンス（法令遵守）、及びディスクロージャー（開示）手続きの一定の変革を行うことに合意し、また排除命令及び譴責処分にも同意した。いずれの和解においても、本ファンドについて不適切な行為がなされたとの主張は行われなかった。

2004年2月以降、AGIFMとその一定の関連会社及び従業員、一定の関連投資会社、並びにAGIFMのアドバイスを受けているオープンエンド型投資信託の現在及び以前の一定の受託者は、さまざまな裁判管轄区域において提起された11件の訴訟の被告となっている。これらの訴訟はメリーランド州地区連邦地方裁判所に移送され、正式事実審理前手続のために広域係属訴訟手続に併合されている。当該訴訟は一般的に、上述の規制当局との訴訟手続において係争物となったものと同じ主張に関連するものである。当該訴訟では特に、金額未特定の補償的損害賠償及び利息、並びに（訴訟によっては）懲罰的損害賠償、投資顧問契約の解除、かかる契約に基づいて支払われた手数料の返還、不当利得の返還、及びファンド株主が支払った一定の販売手数料の権利放棄又は返還が求められている。

AGIFMは、これらの案件が本ファンドに対して、又はAGIFMもしくはRCMキャピタル・マネジメントが本ファンドに関するそれぞれの管理業務及び投資顧問活動を行う能力に対して、重大な悪影響を与える可能性は低いと考えている。

上記は専ら本書の提出日現在の状況を述べたものである。

3 【日米の会計慣行の相違】

添付の中間財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている。従って、特定の会計処理についてはわが国の会計原則とは異なった取り扱いがなされており、その主要な相違点のうち、本報告書について該当するものは次のとおりである。

中間財務情報の開示

米国では、前事業年度財務情報との対比で中間財務情報を開示することは要求されていない。日本では、中間財務情報を開示する場合、前事業年度の中間財務書類を比較形式で開示することが要求されている。

第7 【外国為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨（米ドル）と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略。

第8 【提出会社の参考情報】

本ファンドは、当事業年度の開始日から本書の提出日までの間に下記の書類を関東財務局長殿に提出している。

(書 類 名)	(提 出 日)
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告書)	平成20年11月11日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく報告書)	平成20年11月12日
有価証券報告書	平成20年12月19日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	平成21年1月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。